

衆議院

厚生労働委員会議録 第二十一号

平成十三年六月十三日(水曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君

理事 棚橋 泰文君 理事 谷畑 孝君

理事 森 英介君 理事 吉田 幸弘君

理事 大石 正光君 理事 鍵田 節哉君

理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君

理事 奥山 茂彦君 理事 上川 陽子君

理事 鴨下 一郎君 理事 木村 義雄君

理事 北村 誠吾君 理事 熊代 昭彦君

理事 佐藤 勉君 理事 田村 憲久君

理事 竹下 巨君 理事 虎島 和夫君

理事 中本 太衛君 理事 西川 京子君

理事 野田 聖子君 理事 林 省之介君

理事 原田 義昭君 理事 松島 光寛君

理事 三ツ林隆志君 理事 宮腰 正芳君

理事 宮澤 洋一君 理事 吉野 清司君

理事 家西 悟君 理事 上田 清司君

理事 大島 敦君 理事 加藤 公一君

理事 金田 誠一君 理事 釘宮 磐君

理事 古川 元久君 理事 松崎 公昭君

理事 三井 辨雄君 理事 水島 広子君

理事 山井 和則君 理事 青山 二三君

理事 江田 康幸君 理事 樋高 剛君

理事 小沢 和秋君 理事 木島日出夫君

理事 阿部 知子君 理事 中川 智子君

理事 小池百合子君 理事 川田 悦子君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

農林水産副大臣

財務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(総務省自治行政局公務員部長)

板倉 敏和君

政府参考人

(財務省主計局次長)

杉本 和行君

政府参考人

(財務省理財局次長)

白須 光美君

政府参考人

(文部科学省高等教育局私学部長)

石川 明君

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局長)

真野 章君

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

今田 寛睦君

政府参考人

(厚生労働省年金局長)

辻 哲夫君

政府参考人

(社会保険庁次長)

小島比登志君

政府参考人

(社会保険庁運営部長)

富岡 悟君

政府参考人

(農林水産省経営局長)

須賀田菊仁君

政府参考人

(年金資金運用基金理事長)

森 仁美君

厚生労働委員会専門員

宮武 太郎君

委員の異動

六月十三日

委員の異動

六月十三日

委員の異動

松崎 公昭君

山井 和則君

六月十三日

食品の安全を確保するための、食品衛生法の改正と充実強化に関する請願(佐藤親樹君紹介)

(第二五八九号)

同(村岡兼造君紹介)(第二五九〇号)

同(鹿野道彦君紹介)(第二六五三三号)

同(金田誠一君紹介)(第二六五四号)

同(木村太郎君紹介)(第二七五四号)

同(鮫島宗明君紹介)(第二七五五号)

同(野田聖子君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第二七五七号)

同(石毛鏡子君紹介)(第二五九四号)

同(釘宮警君紹介)(第二五九五号)

同(吉田幸弘君紹介)(第二五九六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二六七〇号)

同(加藤公一君紹介)(第二六七一号)

同(金田誠一君紹介)(第二六七二号)

同(田村憲久君紹介)(第二六七三三三三)

同(野田聖子君紹介)(第二六七四四四)

同(樋高剛君紹介)(第二六七五五五)

同(古川元久君紹介)(第二六七六六六)

同(青山二三君紹介)(第二六七七八八)

同(川田悦子君紹介)(第二七八八八八)

同(木島日出夫君紹介)(第二七八八八八)

同(木村義雄君紹介)(第二七八八八八)

同(熊代昭彦君紹介)(第二七八八八八)

同(谷畑孝君紹介)(第二七八八八八)

同(三井辨雄君紹介)(第二七八八八八)

同(宮腰光寛君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同(宮澤洋一君紹介)(第二七八八八八)

同 萩野浩基君紹介(第二六〇九号)
同 松岡利勝君紹介(第二六一〇号)
同 (三ツ林隆志君紹介(第二六一一号)
同 (山本明彦君紹介(第二六一二号)
同 横内正明君紹介(第二六一三号)
同 渡辺具能君紹介(第二六一四号)
同 伊吹文明君紹介(第二六七七号)
同 今村雅弘君紹介(第二六七八号)
同 衛藤征士郎君紹介(第二六七九号)
同 佐藤剛男君紹介(第二六八〇号)
同 園田博之君紹介(第二六八一号)
同 田村憲久君紹介(第二六八二号)
同 (八代英太君紹介(第二六八三号)
同 谷津義男君紹介(第二六八四号)
同 (山口俊一君紹介(第二六八五号)
同 (山本幸三君紹介(第二六八六号)
同 吉川貴盛君紹介(第二六八七号)
同 岩屋毅君紹介(第二六九五号)
同 熊代昭彦君紹介(第二七九六号)
同 (佐田玄一郎君紹介(第二七九七号)
同 (坂井隆憲君紹介(第二七九八号)
同 (塩崎恭久君紹介(第二七九九号)
同 (橋本龍太郎君紹介(第二八〇〇号)
同 (林省之介君紹介(第二八〇一号)
同 (原田昇左右君紹介(第二八〇二号)
同 (藤井孝男君紹介(第二八〇三号)
同 (松宮勲君紹介(第二八〇四号)
同 (宮腰光寛君紹介(第二八〇五号)
介護保険の改善と高齢者の医療費負担増の中止
に関する請願(藤木洋子君紹介(第二六五二号)
年金制度の改善、安心して暮らせる老後の保障
に関する請願(木島日出夫君紹介(第二六五五
号)
同(穀田恵二君紹介(第二六五六号)
パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上
に関する請願(中野寛成君紹介(第二六五七号)
視覚障害者のパソコンと周辺機器・ソフトの購
入への公的助成に関する請願(木島日出夫君紹
介(第二六五八号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(中野
寛成君紹介(第二六五九号)
総合的難病対策の早期確立に関する請願(藤村
修君紹介(第二六六〇号)
同(赤嶺政賢君紹介(第二七五八号)
同(石毛鏡子君紹介(第二七五九号)
同(川内博史君紹介(第二七六〇号)
同(小平忠正君紹介(第二七六一号)
同(児玉健次君紹介(第二七六一号)
同(後藤茂之君紹介(第二七六二号)
同(穀田恵二君紹介(第二七六三号)
同(武山百合子君紹介(第二七六四号)
同(辻元清美君紹介(第二七六五号)
同(徳田虎雄君紹介(第二七六七号)
同(中林よし子君紹介(第二七六八号)
同(中村哲治君紹介(第二七六九号)
同(西博義君紹介(第二七七〇号)
同(鳩山由紀夫君紹介(第二七七一号)
同(古川元久君紹介(第二七七二号)
同(山内恵子君紹介(第二七七三号)
同(山口富男君紹介(第二七七四号)
同(山元勉君紹介(第二七七五号)
同(吉井英勝君紹介(第二七七六号)
介護、医療、年金制度の拡充に関する請願(大
森猛君紹介(第二六六九号)
子育て支援の緊急対策に関する請願(赤嶺政賢
君紹介(第二七三四号)
同(石井都子君紹介(第二七三五号)
同(小沢和秋君紹介(第二七三六号)
同(大崎基夫君紹介(第二七三七号)
同(大森猛君紹介(第二七三八号)
同(木島日出夫君紹介(第二七三九号)
同(児玉健次君紹介(第二七四〇号)
同(穀田恵二君紹介(第二七四一号)
同(佐々木憲昭君紹介(第二七四二号)
同(志位和夫君紹介(第二七四三号)
同(塩川鉄也君紹介(第二七四四号)
同(瀬古由起子君紹介(第二七四五号)
同(中林よし子君紹介(第二七四六号)

同(春名真章君紹介(第二七四七号)
同(不破哲三君紹介(第二七四八号)
同(藤木洋子君紹介(第二七四九号)
同(松本善明君紹介(第二七五〇号)
同(矢島恒夫君紹介(第二七五一号)
同(山口富男君紹介(第二七五二号)
同(吉井英勝君紹介(第二七五三号)
中小自営業の家族従業者等に対する社会保障の
充実等に関する請願(川田悦子君紹介(第二七
七七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組
合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共
済組合法等を廃止する等の法律案(内閣提出第
八三三号)
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案
(内閣提出第四四号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、厚生年金保険制度及び農林漁業団体
職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団
体職員共済組合法等を廃止する等の法律案を議題
といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として年金資金
運用基金理事長森仁美君の出席を求め、意見を聴
取し、政府参考人として総務省自治行政局公務員
部長板倉敏和君、財務省主計局次長杉本和行君、
理財局長白須光美君、文部科学省高等教育局私
学部長石川明君、厚生労働省社会・援護局長眞野
章君、社会・援護局障害保健福祉部部長今田寛陸
君、年金局長辻哲夫君、社会保険庁次長小島比登
志君、運営部長富岡信君及び農林水産省経営局長
須賀田菊仁君の出席を求め、説明を聴取いたした

いと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○鈴木委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。北村誠吾君。

○北村誠吾 自由民主党の長崎四区選出の北
村誠吾でございます。

大臣におかれましては、連日、大変難しい法案
あるいは事柄について、榊屋副大臣初め関係の皆
様方とともに御精励いただいておりますことに心
から敬意を表し、健康に留意され、さらに政務の
ため、公務のためお尽くしいただきますよう心か
らお願いを申し上げて、質問に入らせていただき
ます。

先週までこの委員会では、公的年金制度の三階
部分である企業年金についての議論がなされたこ
ろでございます。本日は、農林共済年金統合法
案ということで、公的年金制度の二階部分の一元
化の問題について御質問をさせていただきますとい
存じます。

公的年金制度は、基本的には世代間の支え合い
の仕組みで運営されておりますので、これから少
子高齢化が本格的に進んでいく中で、将来の支え
手である子供の数の減少により財政的な厳しさが
増してくるということは、各年金制度に共通する
問題でございます。

このようなか中で、我々の子供や孫の世代まで、
国民の老後を支える公的年金を安定して信頼され
るものとして制度設計をし維持していくことは、
現在の我々の世代に課された大きな問題であると
いうふうに認識をいたしております。

そこで、このような公的年金制度について、若
い世代も含め国民の理解を一層深めていくための
取り組みが今後一層重要となるものと思われま
す。大臣の基本的なお考えをお伺いさせてくださ
い。

○坂口國務大臣 今御指摘をいただきましたとおり、高齢化が大変な勢いで進んでおりますので、社会保障とりわけ年金にとりましては大きな問題になってまいっております。高齢者がだんだんとふえ、そして若年者が減少してくる、こういう人口構成になってくるわけでございますから、どういたしまして、支える側の人間を一人でも多くふやしていくという努力が必要だろうというふうに思います。

したがいますして、これから進んでいきます年齢構成だけにゆだねているだけではなくて、女性の皆さん方あるいは中高年の皆さんの雇用促進にも力を入れて、そして支え手をふやしていくということを実行にやっております。そして、今先生が御指摘をいただきましたように、若い皆さん方に相互扶助の精神をしっかりとや身につけていただいて、そして年金制度に御参加をいただかなければならないというふうに思っております。

最近、年金制度に参加されない方々もふえてきているというふうに聞いておりますが、その皆さんの内容を拝見いたしますと、必ずしも所得が少なく皆さん方ばかりではなくて、所得はあるけれどもしかし参加をしないという方もおみえになるわけでございます。

そうした皆さん方に対しては、ぜひひとつ相互扶助の精神というものをよく理解をしていただいて、自分のためでもありますけれども、自分のためだけではなくて、やはり家族のため、そしてまた隣人のため、あるいはまた社会全体のためにこの制度はあるということを理解していただく努力を、あらゆる機会を通じて行うことが大事である。そこは一番大事なことでございますので、厚生労働省としても最も力を入れていかなければならないことであると思っております次第でございます。

○北村(誠)委員 私も全く同感でございます。

さて、現在、我が国の雇われて働く被用者年金の制度、これは五つになっておりますね。民間サ

ラリーマンを対象とする厚生年金、国家公務員を対象とする国家公務員共済、また地方公務員を対象とする地方公務員共済、私立学校教職員を対象とする私学共済、そして農協、漁協、あるいは森林組合、また農林中金等の職員を対象とする農林共済、この五つの制度になっておるということであります。

年金制度に対する不信、不安が広がっている。今大臣も述べられたところでありまして、けれども現在のうちに、民間の企業だと厚生年金、公務員は国家公務員共済や地方公務員共済、私立学校の教職員は私学共済と別々の制度になっており、保険料負担の水準も異なっております。これらのこともまた一因として挙げられるのではないかとこのように思うわけです。

制度が分かれてあることはこれまでのさまざま歴史的な経緯もあつてのことでは聞いておりますけれども、どこに雇用されているかにかかわらず、加入する制度を共通のものにして、負担と給付の両面での公平が確保されるという仕組みが大切なのではないかとこのように思うわけです。

それから、やはり特定の産業分野に依存した小規模な制度ですと、産業構造の変化を初め、経済社会環境の変化の影響を受けやすい、年金財政も厳しく不安定なものとなりがちでございます。現役世代の負担が過重なものにならないようにしながら、受給者への確実な年金給付を確保していく、このためには、できる限り大きな財政のもとで年金制度を運営していくことがぜひ必要であらうというふうに思われます。

私が今申し上げましたようなことが公的年金制度の一元化の基本的な考え方であるとお聞きしておりますけれども、そこで、まず、公的年金制度の一元化についてのこれまでの経緯について、年金局長、簡単に御説明をお願いします。

○辻政府参考人 公的年金制度の一元化につきまして、まさに今御指摘のような考え方に基きまして、昭和五十九年の閣議決定におきまして、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応

し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金の一元化を展望しつつ改革を推進する、まずこのことが決められました。そのために、公的年金制度の一階部分として、全国民を対象とする基礎年金を導入した。そして、二階部分である厚生年金と共済年金について、厚生年金を標準として、給付面で大枠をそろえるということがなされました。

その後、次は、公的年金の二階部分である被用者年金制度間の主として負担面での調整を図るということとして、平成八年の閣議決定におきまして、被用者年金の再編成については、財政單位の拡大及び共通部分についての費用の平準化を図ることを基本とし、統一的な枠組みの形成を目指すものとする基本方針が示されました。

これを受けまして、再編成の第一段階として、平成九年度に、既に民営化、株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を厚生年金に統合する措置を講じ、その後も、この平成八年の閣議決定に沿いまして、一元化の検討を進めてきたところでございます。

○北村(誠)委員 次に、農林年金については後でお伺いすることとして、まず、残っております三共済の今後の一元化の具体的な進め方について質問をさせていただきますと思うわけです。

まず、国家公務員と地方公務員の共済組合についてであります。

三月十六日の閣議決定においては、国家、地方、ともに公務員という職域に適用される年金制度であるということから、両制度の財政單位の一元化を図る、そして次期財政再計算はこの財政單位の一元化を前提として実施する、こうあります。

とわかりにくい表現であります。これは具体的にどのような措置を講ずるということになるのか、御説明をお願いします。

○林田大臣政務官 今、公務員グループの共済は、御案内のとおり、国家公務員共済そして地方公務員共済でございますが、お尋ねの財政單位の一元化ということで複数の、複数のございますが、公務員グループでは二つございます。それを計算の基礎として年金制度を運営していく場合、どうしてもやはり、一元化のあり方については支援といいますがをいただいております。最終的には、同じ公務員グループでございますので、保険料率を一本化するということになっておるわけでござい

ます。

〔委員長退席、谷畑委員長代理着席〕
○板倉政府参考人 財政單位の一元化の意味につきましては、先ほど財務省政務官からお話があったとおりだと考えております。複数の年金制度の財政單位を一体のものとしてとらえまして、これを計算の基礎として年金財政を運営していくというふうに考えております。

国の共済と地共済の財政單位の一元化のあり方といたしましては、組織、制度は独立をいたしまして、両制度間で財政調整を行いながら、最終的に、財源率と申しておりますが、保険料率を一本にするということと考えております。

具体的な方策でございますけれども、財政調整措置の仕組みにつきましては、今後設置を予定しております両制度間の検討する場を設けたいと思っておりますので、その場におきまして十分検討してまいりたいと考えております。

○北村(誠)委員 今、最後に板倉部長より御答弁いただいた、検討の場を設ける、そういうところで関係者間の合意形成に向けた努力ということが

なされるということでございます。後ほどお尋ねする公的年金制度全体の一元化のあり方にもつながる話ですので、適切な時期に情報を公開しながら、積極的な検討を進めていただきたいというふうに存じます。

次に、私学共済について御質問します。

今回の農林共済の厚生年金への統合を見ても明らかのように、特定の産業分野に依存した年金制度には財政的な不安定性がどうしても避けられないというふうに考えられます。私立の学校につきましても、学校関係者の経営努力にもかかわらず、子供の数が急減する中で経営は非常に厳しいものとなっております。また、地方分権と云われ、地方財政にとっても厳しさがこれから一層増し、また、地方も私立の学校に対していろいろな形で助成をしておるといふ実情もあります。こういった中で、私立学校教職員年金制度が将来にわたって単独で持続していくことは困難が少なくないというふうに思われます。

今回の農林共済の厚生年金への統合によって、民間部門の中で私学共済は唯一の独立制度として残ることになります。さらに、今後、両公務員共済における財政単位の一元化が実現すれば、現在の構成員の数にして三千二百四十八万人の厚生年金、そして四百四十万人の国、地方両公務員共済の中において、わずか四十万人の独立の共済制度として私学共済が存在するという形になるわけでございます。

私は、何よりも、教職員あるいは教職員であった方々の年金の受給を将来にわたって確実なものにしていくということが、皆さん方の安心につながり、ひいては私学の経営の改善にも資するということになるのではないかと。特に、私学共済の発足のとき以来、私学関係者あるいは関係当局の並々な苦勞があつて今日に来ておるといふことを聞くにつけ、一層、関係者の力強い取り組みを期待するものであります。

そこで、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置づけについて、次期財政再計算まで

に検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずべきということ、これが閣議決定で言われております。これを踏まえてどのような検討を行うかとするのか、文部科学省にお伺いをいたしたいというふうに思います。

〔谷畑委員長代理退席、委員長着席〕

○石川政府参考人 ただいま先生御指摘のように、本年三月の閣議決定におきましては、私立学校教職員共済につきましても、保険料の引き上げの前倒しの検討ですとか、あるいは被用者年金制度における位置づけ等についての検討を行うということにされておるところでございます。

先生からも今お話がございましたように、私学共済の目的や機能は、私立学校に優秀な教職員を確保し、また安心してその職務を果たすということができるように国立学校教職員の福利厚生に準じた制度を設けるというようなことでございまして、このため、今後の検討に当たりましては、国立学校教職員の福利厚生との均衡を保つというようなことを念頭に置きながら、国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合の検討なども踏まえつつ、公的年金制度の一元化の推進という大きな流れの中で私学共済をどのように位置づけていくのが適当であるのか、そしてまたそのために必要と考えられる措置は何なのかということなどにつきまして関係者との間で協議、検討してまいりたい、このように考えているところでございまして。

○北村（誠）委員 次に、三月十六日の閣議決定では、「厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく二十一世紀初頭の間に結論が得られるよう」検討を急ぐべきと閣議で決定されておられ述べておられます。

このことについて、共済制度を所管する各省の見解が同レベルというふうに思うんですが、見解があればお伺いさせていただきます。

○板倉政府参考人 公的年金制度の一元化の今後

の見通しということでございます。

まずは、公務員グループをいたしまして財政単位の一元化を早急に実現することといたしておりますが、さらにその先の被用者年金制度のいわゆる二階部分の統一の枠組みの形成につきましても、三月十六日の閣議決定に沿ひまして適切に対応をまいりたいと考えております。

○北村（誠）委員 二十一世紀初頭の間に結論が得られるよう」というこの閣議決定の一つの物の考え方。これは、私がちょうど団塊の世代の始まりなんです、昭和二十二年の生まれです。ですから、二十二、二十三、二十四、二十五に至るまでぐらいが団塊の世代の固まりじゃないかと思うんです。そうすると、私が六十五歳になるとき、すなわち二〇一五年から五年間ぐらい、一五年から二〇年、ここに一つの大きな転換点、問題のところが来る。ですから、そこに至るまでは、二十一世紀初頭という認識で対応をきちっと考えておかなければいけないというのが閣議決定の意図ではないかなというふうに私なりに考えたところでございますので、賢明な各省の皆さん方が、ぜひその趣旨に沿って検討を急いでいただきたいというふうに、これは御要望にかえさせていただきます。

次に、今回の農林共済年金統合法案について質問させていただきます。まず、統合を行うこととするに至った経緯、基本的な考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○辻政府参考人 公的年金制度の一元化につきましては、先ほども申し上げましたように、平成八年の閣議決定に基づき、その推進に向けた取り組みを行ってきたところでございます。

その枠組みのもとで、今回農林共済の統合につきまして、関係者から早期統合の要望が寄せられておりましたこと、そして各被用者年金制度において財政再計算が行われて環境が整っておりまして、これらを踏まえまして、昨年六月に再開されました学識経験者、厚生年金、各共済それぞれの関係者から成る公的年金制度の一元化に関する

懇談会というもので今後の一元化の進め方につきまして御議論いただき、本年二月にはその報告書が取りまとめられたところでございます。

その報告書を踏まえまして、本年三月に公的年金制度の一元化のさらなる推進について政府としても全体の基本方針を定め、その中に、農林共済についても、その一環として平成十四年四月に厚生年金へ統合するということとしたものでございます。

○北村（誠）委員 一遍に聞けばよかったですけれども、重ねて年金局長にお尋ねします。

今度この統合によって、公的な年金制度として、また農林共済の加入者、受給者にとつてこの統合がどのようなよい点、メリットと申しますか、そういうことがあるか、簡単に聞かさせていただきます。

○梶屋副大臣 私の方から。先ほどから委員から御指摘をいただいているとおりでありまして、今回の農林共済年金、農林漁業団体という極めて限られた団体で、被保険者数が五十万人弱という特定の職域のみで運営をされてきたということでありまして、今回の一元化の一環として統合されるということによりまして、被保険者数約三千三百万人に上る厚生年金制度全体で財政運営をされるということになるわけでありまして。

したがって、財政単位が大きくなるということによりまして産業構造の変化による影響を受けることがなくなるということで、公的年金全体として、財政運営はより安定したものになります。何よりも信頼性の高いものになるわけでありまして。このことは、農林共済の加入者にとりましても将来にわたる確実な年金の受給が確保されるということが言えるわけでありまして。

統合に伴ひまして、一定期間の上乗せの保険料の徴収でありますとか、あるいは職域部分に係るスライド停止といった措置もあるわけでありましてけれども、これは将来にわたる確実な年金の受給確保のための措置であるというふうに私も考え

ているところでございます。

○北村誠委員 また、この統合法案では、農林共済組合は厚生年金との統合の後もお存続することとされているようです。統合の後、具体的にはその残った組合はどのような業務を行うことになるのか。

それから、続けてお尋ねします。その農林共済組合が、その業務の内容から見て、統合して後残るとしても人員の体制などを見直す必要があるのではないかと。できるだけスリム化してコストをかけないようというのが今日の社会的求めであります。国民の求めでありますから、そこら辺についても、農水省の方に二つお尋ねをしたいと思えます。どうぞ。

○須賀田政府参考人 これまでの農林年金の支給枠のうち、厚生年金相当部分、いわゆる二階部分が今後社会保険庁から支給されるということになるわけでございます。厚生年金にない職域年金部分、いわゆる三階部分でございますが、今回制度は廃止されるわけでございますけれども、これまで生じております年金債務については今後実行していく必要があるということでございまして、この職域年金部分について、経過的に現在の農林年金を存続組合として年金給付業務を行っていくこととしていくわけでございます。それから、厚生年金につきましても、一定期間につきましてもは社会保険庁から年金給付に関する一部の事務受託を行うということにしているところでございます。

いずれにいたしましても、こういう受託業務がそのうち終了をする、それから年金給付業務も業務量が減っていくことでございまして、先生御指摘のように、人員体制につきましてもは必要最小限の体制にする必要があるわけでございまして、来年度から要員調整を開始するというところで、当面の目標として、六十人程度を目標に要員調整を開始するというところにいるところでございます。

○北村誠委員 これまで、農林共済年金の厚生年金への統合、それから公的年金制度の一元化に

向けた今後の取り組みについて御答弁をいただきたいわけでありましても、今後、少子高齢化の進展を初め経済社会の環境に大きな変化があるということが見込まれる中で、公的年金制度の一元化は一層推進することが必要であるということが今の短い質問と答弁の中でも強く感じられます。

そこで、一つだけ述べさせていただきます。今、私ども、今、農林水産委員会が森林・林業に関する基本法の審議をいたしております。森林・林業は、環境あるいは多面的な機能、効果、そして自然環境の保全というふうなことで、大変森林の役割というものが期待し、国民がこれの意義というものについて十分理解して森林を保全し、林業が活性化できるようにというふうなことから基本法を制定するというところで、国会で上げて今審議をしておるというふうに認識しておるわけですが、わけてもその担い手、森林あるいは林業を活性化させていく、山を守る担い手、先ほど私が申し上げました森林組合の職員も共済等の加入者ということになるわけであります。

実は、もう皆さん御承知のとおり、森林組合の資料によりますと、作業班で働く方々が全国で約三万人、これは平成十一年の統計でつけけれども、その三万人のうちの三六％が農林年金の共済に入っておるということでありまして、残りの方は入っていない。これは理由はいろいろあります。就業日数が短いとかあるいは高齢であるとか。ただ、ここで強く述べておきたいのは、若い人は九十数％、四十九歳以下の方は大体九三％という加入率である。そして、五十歳から六十四歳で八一％、六十五歳以上で五一％。これは広島県の例ですが、全国の例でいっても大体似たようなところじゃないかというふうに思うんです。

ですから、就業日数が短いと見込まれる人たちとか、ぜひ、森林の作業班の担い手を確保するためにも、やはりそういう就労環境を整えるということが非常に効果をあらわしておる。

山で働きたいという人は、インターン、Ｊター

に多い。ところが、一たん入つてみると、就労環境あるいは仕事の状況等々、最初の思いのとおりにはなかなかないということと難しい状況にある。しかし、そこに、この年金の仕組みと役割というのが大いに期待されておるということが、我が農林水産委員会でもきのう参考人を招致し、その議論の中で確認をされたことであります。

そこで、最後に、この法律の円滑な施行と今後の公的年金制度の一元化に向けた取り組みについて、坂口厚生大臣の見解と決意をお聞かせいただければ。簡単に結構ですから、お願いをいたします。

○坂口国務大臣 今御指摘いただきましたように、円滑にこの法律が運用されなければなりませんし、そして、新しくスタートをいたします限り、心配要らないとみんなが安心をしていただけるようにしなければならぬというふうに思っております。今後につきましても、農業に従事する皆さん方が、この制度の中で今以上に年金については安心だというふうに思っていたかなければならないというふうに思います。

今日まで、厚生年金部分と合併をしていただくにつきまして、関係者の皆さん方が大変な御苦労をいただいたことを私もよく知っておりますが、その経過におきましても、やはりスムーズにこれが進まなければなりませんし、今まで農業年金の方にお入りになっていた皆さん方が、今後は引き続き今以上に安心をしていただくというふうな体制にするにはどうしたらいいかというので御苦労をいただいたというふうに思っております。

御苦労をいただきました皆さん方のお気持ちを大事にして、それにおこたえをできるように私たちがやはりこれを育てていかなければならないと思つておる次第でございます。

○北村(誠)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○鈴木委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。

まず、坂口大臣にお伺いいたします。今回の年金の一元化の方向性は私も正しいと思いますが、その母体になるところの厚生年金の運用等々について非常に大きな問題が過去にあったということを含めて、いろいろな議論をさせていただきます。

まず、国民の、国民年金もそうですが、厚生年金の掛金を使って運用する運用事業、それから福祉施設を中心とする施設事業、それからいわば貸し付け、融資事業がございます。公益法人等に貸し付けて、それがまた住宅ローンなんかの貸し付けをしていますが、こうした三つの事業について、今まで国民に利益を与えてきたかどうか。

まず、利益を与えてきたんでしょうか。

○坂口国務大臣 今三つの分野をお挙げいただきましたが、これまでの年金資金の運用につきましては、例えば皆さんの住宅ローンに対する支援だとか、そうしたこともあったわけでございますし、そうした面におきましては、個々の御利用をいただきました皆さん方に對しましては、それはそれなりの働きをしてきたのではないかと。うに私は思っております。

年金の資金を得ることによってマイホームを獲得することができたといつて大変お喜びをいただいている皆さん方も確かにあることも私も存じ上げておりますし、それは、そうした面での役割は立っている、喜んでいただいている部分もあることは事実でございます。

しかし、総論で見ました場合に、年金の資金をどう運用するかというのは、今までの経済が右肩上がりのときの背景の中で考えてきたことでございまして、そして、言うならば財投の中でその一部がまた使われるというふうなこともございまして、その背景が今大きく変わつてつづいてまいりました。したがって、今、年金の問題を議論するに当たりまして、資金運用に当たっては、その背

景が大きく変化をしてくれているということを踏まえて、そして、新しい立場で考えていかなければならない時期に来ていることは間違いないと私も思っております一人でございます。

したがって、現在までのいろいろの使い方をいたしてまいりました中で、整理をしなければならぬものは整理をし、そして、新しい角度から運用を考えていかなければならないものは、新しい方向へと転換をしなければならぬものもあるだろう。一つの大きな転換期を迎えているだろうというふうにも思っている次第でございます。

○上田(清)委員 大臣、そんな生ぬるい答弁じゃだめですよ。九九%、従来の年金福祉事業団の存在そのものが大患です。一つもいいことありません。一つ一つそれを検証させていただきます。

まず、運用事業の方から。
大臣、十二年度の年福の資金確保事業及び財源強化事業の両事業における総合収益額は、プラスになったんですか、マイナスになったんですか。

○鈴木委員 辻年金局長。

○上田(清)委員 別に呼んでいいよ。

○辻政府参考人 数字のことでございます。十二年度につきましては、現在、年金福祉事業団の事業を引き継ぎました年金資金運用基金において集計中でございますが、十二年度に株価が相当下がりましたので、相当なマイナスになるということを見込んでおります。

○上田(清)委員 大臣は報告を聞いておりますか、どういう状況かというのを。昨年度、丹羽雄哉大臣は、報告を聞いていなかった、そんなことを言っていましたからね。年金局長が謝罪しましたよ、報告をしていなかったことに關して。

○坂口国務大臣 最近の状況は私も聞いておりません。

○上田(清)委員 大臣、国民の年金をお預かりしているんですよ。大臣がそんな調子でどうするんですか。うまくいっているかいっていいないか、いっていないか直さなくちゃいけないじゃないですか。何が転換期ですか。まるっきり認識

がないじゃないですか。謝ってくださいよ、国民に向かつて。

○坂口国務大臣 厚生労働大臣としてやらなければならぬことはたくさんあります。そして、この年金の問題につきましても、お預かりをしている分につきましては、それは運用をしなければならぬ分があることもよく承知をいたしております。そして、その中で、自己運用をしなければならぬ分の中で、こういう昨年から経済の状況の中でございますから、その中で株式の運用をしているということであるならば、それは株価の動向の中での変化というものは当然あるだろうと思っております。

それは一年間というふうになるかということ、それは、その時点時点で報告を受けなければならぬというふうには私は思っておりますが、昨年の暮れから私はこの場につかせていただいたわけでありまして、これであらうと大体半分、半年たつわけでございますから、その中の内容につきましては、半年なら半年経過をした段階でどうなっているかということとは聞かざるならぬというふうにも思っております。

○上田(清)委員 大臣は甘いですよ。確かに、多岐にわたって業務を推進され、また、坂口厚生労働大臣の人格見識等については私も深く敬愛するところでありまして。しかし、この年福の運用についてはいろいろな形で指摘を受けてきた話でありますから、しかも今度は新しい看板にかえて、中身を本当に変えられるかどうかということについて極めて注意深く見守っていかなくちゃいけない中でありまして、十二年度の実績はどうなんだ、十一年度はどうなんだということを確認していただかなきゃいけない。

確かに、一時的に株価が上がって多少十一年度は盛り返しました。そういう部分はありますが、十二年度の状況からすると、少なくともことしの二月、三月時期、余り株価の調子が、調子というか、そんなのは表現が適切じゃありませんが、一万三千円台ぐらいで推移しておりますから、ざ

りざりで一万四千円ぐらいになったりしましたけれども、どうもこれはまた時価ベースでは相当下がっているだろう、では簿価ではどうなんだとか、そういうことをやはり苦にしていただかなくちゃいけない。

また、報告もしないものもおかしい。丹羽大臣のときに怒られたじゃないか、矢野年金局長は。その実績を踏まえていないじゃないか、委員会ではなぜ大臣に報告しないんだ。大変失礼な話じゃないか。ちよつと、指したくないけれども、謝れ。

○辻政府参考人 現在、年金福祉事業団の運用状況のデイスクローズのための準備をしております。その運用実績の総括を含めて集計中でございますので、私どもの作業が例年六ないしは七月というところで作業をしております。その点、何とか早く、急ぐようにしたいと思いますが、大臣に報告がその作業の関係上おこなわれていることを申しわけなく思っております。

○上田(清)委員 昨年度、TOPIXで上がったときには新聞にリークするんですよ、あなたたちは。時価ベースで上がったときは。それで、悪いときには黙っている。だめなんだよ、それでは。悪いときこそ報告しないと。

それで大臣、もう釈迦に説法で恐縮ですけども、この年福ができてから、八六年から九九年まで、九二年度だけ納付金を出すことができて、あとは一回も出したことないんですよ。黒のときももちろんありました。しかし、圧倒的に赤が多いんですよ。年度年度で見ても、累積で見てもそうなんです。それでちゃんと理事とか理事長の給与だけは上がっていくという不思議な団体なんです。だから特殊法人と言わなければならない。

特殊な人たちの集まりなんです。恥を恬として恥じない人たちの集まりなんです。だから特殊法人と言わなければならない。

それで、この新基金になって衣がえしてきちんとして、大抵、今までのでなくなっていくので今度

運用ですら、まだ集計値が出ていないというんで、十三年二月末のTOPIXで資料を提供していただきました。これすら出すの嫌だと言ったんで、審議妨害するかと言ったら慌てて出しましたけれどもね。総合収益額がマイナスの一兆八千億ですよ、二月のTOPIXで。累積利益の時価ベースがマイナス二兆円、簿価ベースで一兆八千億。

もう一兆円という数字になれてきましたけれども、私どもの同僚議員の吉田公一が、毎日百万円飲んだら一兆円はどのぐらいかかるんだ、三千年かかるって言っているんですよ。そのぐらい大変なお金なんですよ。そういう金額が、実質的に多分、三月末で、年度末で決めたもののぐらゐの数字になると思います。場合によっては、この方がちよつといいかもしれません。そのぐらゐの状態だということですが、まず少なくとも十二年度において。

では、今度は百四十四兆を自主運用する新しい受け皿が、どんな形で本当に国民に利益を出すことができるんですか。だって、もう二兆円近く損しちゃったじゃないですか、十四年間で。金を返せという話ですよ、本当に。どういふふうなつもりで考えていらっしゃるんですか、その存念を伺いたいと思います。

○鈴木委員 辻年金局長。

○上田(清)委員 だめ。

○鈴木委員 樹屋厚生労働副大臣。

○樹屋副大臣 本会議でいつも委員が不規則発言をされておられる、金を返せとおっしゃってられるそのお気持ち、今この舞台でわかったわけでありまして。

ただ、委員のお気持ちも痛いほどわかるわけでありまして、一つは、やはり大きな資金を長期にわたって運用するというものが、もう委員本当に全部おわりのことを私が申し上げるのも恐縮なんです。やはり、世代間扶養の少しでもその実を上げるために、基金の運用、年金の資金を運用するということを今までも努力してきた、これか

ですか、あるいは掛金がふえるだけじゃないですか。大変なことなんですけれども、掛金というのはそういうふうに使っているのですか、そもそも。目的外使用じゃないですか。大臣、どうですか。——じゃ、副大臣、結構ですよ。

○榊屋副大臣 今、施設の運営についてお話がありました。

厚生年金及び国民年金の福祉施設でございますが、被保険者、受給者等の福祉の増進を図るという目的で、保険者である国が設置をしているものでございます。用地購入費あるいは建設費などの経費は、国の特別会計予算に計上いたしまして支出をする、取得した土地建物は国有財産として管理をしているところでございます。したがって、これらの経費は、経営を委託している団体の施設の収支状況に含まれるものではございません。

これらの施設の経営は、受託団体の独立採算により行われている、経営そのものは独立採算によつて行われているというふうに理解をいたしております。

○上田(清)委員 確かに、年度の収支、これは独立採算で、若干プラスのところもあります、グリーンピアの十三だけ見れば、黒のところもあります、単年度では、それは黒になりますよ、普通に。建物にただ、つくった道路もただ、だつてキャピタルコストが全然入っていないのだから、そのお金を抜きにしてやっているのだから、普通にやつたら黒になる。その普通にやつて黒になるのですら、赤。十三のグリーンピア、累積赤字は十三のうち八つ。十三施設の合計をやつていっても、平成八年度マイナスの二百五十六億、九年度三百三十一億、十年度三百五十億、こういう調子ですよ。

矢野年金局長は、前の委員会のときに、黒字の施設もあるなんて調子のいいことを言っていたけれども、とんでもない話ですよ。それは黒字になつて当たり前ですよ、建物をただでつくつてもらつた、道路もただで引いてもらつた、何もお金はかかっておりません、あとはもうけるだけです。

という、そのもうけるだけですす、もうからないのですから。悪じゃないですか、掛金を使つてこういう仕事をすること自体が。悪じゃないのですか、これは正義だとも言うのですか。

○坂口国務大臣 ですから、グリーンピアなどのような、そういう施設を今までとんだくさんつくつてきたことは事実であります、これらの問題は、これからだんだんと決着をつけていかなきゃならない、やめていかなきゃならないというふうに思います。そして、余分なことをやらないうちに、本当にプラスになることだけしかやらないというようにしていかなければならないというふうに思っています。

しかし、今あるそれはどうか処分しなきゃいけないわけですから、きょう言つてあしたというわけにはまいりませんけれども、しかし、それを整理していく方向で我々としてもこれからやつていかなければならないというふうに思っております。

○上田(清)委員 それでは、ちよつとお頼みしていただきました調査。土地代に今まで幾らかけましたか、それから建設費に幾らかけましたか。

○辻政府参考人 グリーンピア事業に係るこれまでの投資額につきましては、平成十一年度末現在で、土地代が五百十五億円、それから施設建設費が千四百十九億円、合わせて千九百三十四億円でございます。

○上田(清)委員 これは財投の金利は入っているのですか、入っていないのですか。

○森参考人 ただいま局長がお答えをいたしました数字は、借り入れた元本額でございます。

○上田(清)委員 したがって、私どもが調べた調査では、さらにさらに一千五百億財投金利が入っているはずですから、三千億かかっているわけですよ。その上で、十三カ所の単年度の収入、何人来ました、何人出ていきましたと言つて、あちよつと黒でした、ちよつと赤でしたという話をしていて、今言つた三百五十億の話なんです

よ、十年度で、一番近いところで。その程度の経営なんです、人の金だから。天下り先をふやしているだけじゃないですか。

資料を配つてください。もう配つてあるんですか。

これはたまたま、厚生労働省の天下りの実態といつて出しておりますけれども、どつちかという年金官僚の皆さんの天下り先だと理解してください。それだけに特化していますから。厚生省の年金局にかかわるような人たちの天下り先ですよ。

こういうふうにして、次から次に、数だけ言えば千九百三十七人。さるジャーナリストが調査したものを私がまとめました。この表はそんなふうにつくりました。

そして、掛金が、ずっと、平成二年から十一年までの十年ぐらゐの間に、こういうお金がつぎ込まれているのですよ。でたらめじゃないですか、どんぶり勘定で。だから、私はもう年金資金運用基金をあしたにでも即廃止してほしい。小泉さんがそう言わないかと思つているんだけど、まだ言っていないけれども、知らないだけでしょ。本当にとんでもない話ですよ。

掛金をこんなふうにして使つていいのかどうかということにしても疑問があるのですよ。週刊現代でレポートされている中で、総務省と自治省の現職の担当の課長さんたちがそれぞれこんなことを言っていますよ。

例えば、財務省主計局給与共済課の武内良樹さんというのでしようか、企画官が語る。そもそも年金の掛金から福祉施設費を出すのは、年金制度の趣旨に合いません。厚生年金を批判するわけではありませんが、年金の掛金を年金給付以外で使うことなんか考えられないこと。うちでも福祉事業は行つていますが、別途、福祉掛金を集め、その範囲内で施設建設や事業の運営に当たつていきます。こんなことを言つておられますね。

また、総務省の自治行政局公務員部の中平課長補佐さんは、年金の掛金はあくまで年金の給付のための財源です、それを他の事業に回すというのはやつてはならないこと、福祉事業は福祉掛金で行つていきますと。

それはそう。でかいどんぶりがあつて、少しづつ抜いてもよく見えないから、いつの間にか使つちやいますね。これは福祉掛金ですといつて、施設をつくるための事業費ですといつて、別枠をつくつていけば、大赤はつくらないよね。私はそう思いますけれども、回すこと自体おかしいのじゃないですか。大臣、どう思いますか。

○榊屋副大臣 先ほどからグリーンピアの話について厳しい御指摘をいただいております。すぐにやめるべきではないかという御指摘もいただいているわけでありまして、年金の運用そのものというところについては、これは委員と相当議論をしなきゃなりませんが、グリーンピアについては、委員も御承知のとおり、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の中で、政令で定める日までに撤退をするということになっているわけでありまして。

先ほどからさまざまに厳しい御指摘もいただいておりますが、今までの部分は、反省をすべきは反省をしなきゃなりぬと思つますが、しかし一方で、グリーンピアについて、私も利用したことがありますが、低廉な利用料で、多くの組合員の方が、被保険者が利用されたということも事実でありまして、そういう方向でこれから新しく出発をするわけでありまして、十分今までの反省を踏まえて取り組みをしたい、このように思つておるところでございます。

○上田(清)委員 榊屋副大臣も誤解されてしまつて、私もだまされてしまつた。グリーンピアは三千五百万人利用している、こつ言つていふのですよ。二十年分ですからね。では、年金受給者と掛金をやっている人は一億一千万人いるのですよ。大体、利用した人は一・五%しかいないというじゃないですか。大して利用していないじゃないですか、そういう意味においては、そう

いうことにもなるし、最近利用者が少ないからどんなことをやっているかという、無料で宿泊できる、あるいは無料で入園することが出来る四歳未満の人たちまで最近では数えるようにしている。そういうふうにしなさいという指導書まで出ているよ、ちゃんと。

これは財団法人グリーンピア土佐横浪というところのやつですけども、入園者を、ほぼ前年度を上回る結果となったが、これは無料入園者の大幅な増によるものであり、増収には結びつかなかったと、ちゃんとこういうふうにして、そういうものを出しなさいという指導が書いてある、厚生省の方から。水増しをやるうとして。

だからそんなに、利用したなんと言つても、一回利用されたかどうか知りませんけれども、だって、これだけ大赤が上がるんだつたら、最初からない方がいいじゃないですか。なくてもそんなに困らなかつたですよ。それは、あつたらあつたでよかつたかもしれないけれども、なくても困らなかつた、はつきり言つて。そういうことだということを理解していただかないと困りますし、本当にもう一回真剣に洗い直さなければいけない。

他方、森理事長だつて、まことに申しわけないけれども、よく引き受けるね、失礼ながら。何でやめないのですか、前のことで責任をとつて。そういう人たちがいるからみんながおかしくなるのですよ。なぜやめさせないのですか、あれだけ膨大な赤字をつくつた現場の責任者を。大臣、どうなっているのですか。首にしなさい、首に。さつと。年福の理事長ですよ。何で再任するんだ。恨みもつらみもないよ、私は。

○坂口国務大臣 いずれにしましても、この年金の問題は、一部たりともそれが漏れるような、そしてそれが垂れ流しになるようなことが絶対にあってはならないわけで、そこはもう一度整理します。整理して、明確に私流にやりまさら、ひとつ、少し時間をください。(上田(清)委員「勇を振るってください」と呼ぶ)はい。

○上田(清)委員 森理事長、あなたが大変な人格

者であることも私もよく知っておりますし、大変誠実であるということもよく知っております。また、その節は大変お世話になりました。しかし、なぜやめないんですか。今すぐでもやめると言つて帰ってください。理事長に。(発言する者あり) あんまりじゃないですよ。責任がなさ過ぎる。

○森参考人 この年金福祉事業団をめぐるましては、先生から昨年来、大変厳しい御指摘とまた有益な御示唆も多々賜っているところでございます。

私は、ことしの一月三十一日をもって一期を終了いたしました。法定の任期が一月三十一日でございました。四月一日から、年金福祉事業団は廃止をされまして、新たに、新たな考え方のもとに、そして新たな仕組みのもとに、年金資金運用基金を立ち上げるということになったわけでございます。

その際に、私は、推察をいたしますに、任命権者たる厚生労働大臣は、これまでの経緯、そしてこれからなすべきことの重大さ、それに思いをいたして、新しい仕組みを定着させるように、しっかりと定着をさせてその目的を達するようにという御下命のもとに御任命があつたと思つております。

私自身は、この使命に向かって邁進をするのが私の今の責任であると考えておるところでございます。まして、先ほど大変厳しい御指摘ではございますが、私は、繰り返して申し上げますが、新しい基金の基本として、清廉性そして中立公正性、さらに専門性といったスローガンを掲げて、その責めを果たしてまいりたいと思つておるところでございます。

○上田(清)委員 そういうふうにおっしゃるんだつたら、お伺いしたいことが幾つもあります。

事実上、年福のときに運用していた資金運用センター、あの整理と、それから各企業から出向してきたその扱い、そしてポートフォリオが、どん

なふうにおかしなことをやっていたか。三年で区切つても、五年で区切つたり、私はいろいろな区切り方をしました。その区切りの中で、運用実績の悪いところにとくさんの受託をする。運用実績のいい外国系のそういうところにはその二十分の一ぐらいしか受託しない。なぜそんなことをずっとやっていたかという、天下り先だったんじゃないですか、日本の金融機関が。それでそういう趣意をいたわれないですか。そういうのをもう整理したんですか。

○森参考人 ただいまお話のございましたセンターにつきましては、廃止をいたしました。それから、銀行等の出向については、全廃をいたしました。

そういうことで、先般来の御指摘にはかなりおこたえをできているのではないかと思います。さらに努力をしてまいりたいと思存します。

○上田(清)委員 もう一つ、運用の公開をきちつとやはりやっていたきたいと思存します。

基本的には、まあ、あしたにでも廃止しろと言つてやれというのをおかしなものでないけれども、まだあした廃止するとも私思いませんから、せめてきちつと、どういう運用の、それぞれのとこが期間内でどれだけの実績を上げて、それがゆえになぜそのとこに運用をお願いしているのかどうか、そのことについてきちつと説明できるような状態にしていだきたいということ。この委員会の席で、国民注視のこの席で、やはり理事長、はつきりと意思を表明していただきたい。

○森参考人 今私、手元に十一年度の資金運用事業の概況という冊子を持っております。実は、大変これが読みづらいものでございます。実は、大変と本冊と二つに分けて持っております。これを実は年金福祉事業団のホームページ、現在の基金のホームページにそのまま全部載せております。この内容につきましては、少しでもわかりやすく、この難しい問題を理解していただくように、私どもの知恵を絞つて表現をし、書いておるところで

ろでございます。これはぜひ国民の皆さんにものぞいていただきたい、このホームページをのぞいていただきたい。

さらに私たちは努力をして、わかりやすく、先生のたぐいまのお話に沿うように努力をしてまいりたいと思存します。

○上田(清)委員 住宅事業の貸し付けでも大穴をあけておまして、この話もするとまたあと十分ぐらいかかるんで、全体としての時間がありません。最近のどこの新聞にも出ましたね、六百億焦げつきというふうな。しよせん、金貸しでもないのに金貸しみたいなことをやるからこういうことになるの。要は、何だかんだ言つても天下り先をふやしているんですよ。はつきりこう言っている人がいるの、厚生省OBで。こういうことを言つていらつしやいますよ。

厚生省の外郭団体の一つで、厚生団、厚生年金事業振興団が企画した厚生年金保険の歴史を回顧する座談会で、八六年の四月から八七年三月までの九回にわたつて、当時厚生省年金保険課長で労働者年金保険法を起草した花沢武夫氏も、こう証言している。

いよいよこの法律ができることになったとき、すぐに考えたのは、この膨大な資金の運用ですね。これをどうするか一番考えました。厚生年金の掛金は何十兆円もあるから、一流の銀行だつてかなわない。これを厚生年金保険基金とか財団とかというものをつくつて、その理事長というのは、日銀の総裁ぐらいの力がある。そうすると、厚生省の連中がOBになった場合の勤め口に困らない。何千人だつて大丈夫だ。

こういう発想なんですよ。まだありますよ。同じ人です。

この資金を握ること、それから、その次に、年金を支給するには二十年もかかるのだから、その間何もしないで持つていこうというばかばかしいことを言つていたら間に合わない。ちよつと意味が不明ですが。戦争中でも何でもすぐ福祉施設でもやらなきゃならない。そのためにはすぐ団体をつ

くつて、政府のやる福祉施設を肩がわりする。そして年金保険の掛金を直接持つていて運営すれば、年金を払うのは先のことだから、今のうち、どんでん使ってしまったも構わない。使ってしまったら先行き困るのではないかという声もあつたけれども、そんなことは問題でない。早いうちに使用してしまつた方が得をする。

二十年先まで大事に持つていても貨幣価値が下がつてしまふ。だからどんでん運用して活用した方がいい。何しろ集まる金が雪だるまみたいにとどんでん大きくなつて、将来みんなに支払うときに金が払えなくなつたら賦課方式にでもしてしまえばいいのだから、それまでの間せつせと使つてしまふ。

不良ですよ、これは。不良官僚でしょう、はつきり言つて。まさか優秀な皆さんがこんなふうな考え方を持つてゐると思ひませんが、しかし、人の金ですからそういう発想になりがちだということでもあります。そして何よりも、もう釈迦に説法で恐縮ですが、特殊法人あり、公益法人あり、関連団体ありで、そういうところについての間にかずとみんなが入つてゐる。そして一般の庶民の皆さんには想像もできないような退職金や報酬をいただく、そういう仕組みが余りにも多過ぎます。

もう今さら申し上げても本当に恐縮なんですけれども、小泉総理あるいは石原行革担当大臣、そういうところにもメスを入れるということですが、私ももつとすごいメスを入れております。天下り禁止法案もつくつておりますし、いろいろ手を尽くしてやっておりますけれども、半端なことじゃないんですよ。

とにかく、何の金なんだということなんです。掛金を、保険に回さず、いろいろなところに交付してゐるんですよ。その交付先がごとごとく事業に失敗してゐるんですよ。毎年毎年失敗してゐるのに、何で毎年毎年交付するんですか。交付を全部やめてもらいたいですね、そういうのは。大臣、根本的にそこところは見直しますか。

○坂口国務大臣 先ほど申しましたように、年金にかかわりますところを全部見直しを先般来始めておりますから、きょうも委員からの御指摘もございまして、あわせて全体の見直しを行ひます。

○上田(清)委員 時間が終わりましたので。

樺屋副大臣、必ず調べておいてください。住宅関係の貸付事業で、業務委託費で十一年度百二十六億、貸付事業の利子補てんで多分六百三十二億。そういうお金を使つてゐること、それから、御承知のとおり関連の公益法人に出して、六カ月で延滞債権になつてしまふので追い貸しをしてゐる可能性もありますから、それも全部調べた方がいいですよ、どれだけ焦げつゐるのか。早く手を打たないと、もつと保険料を上げなくちゃいけないようなことになつてしまひますから、そのことだけ、ちゃんと調査するように約束してください。

終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員 この際、暫時休憩いたします。

午後二時二十一分休憩

午後三時五十二分開議

○鈴木委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。

まず、公的年金の一元化、こういうテーマで質問をさせていただきたいと思ひます。

このたびの農林年金の厚生年金への統合は、公的年金制度の一元化の一環として行われるもの、こうされてゐるわけでございます。

しかし、一元化懇の報告あるいは閣議決定、いろいろ読ませていただいたわけでございますが、これらを読みまして、これから先、どういうプロセスで一元化が達成されるのか、非常に理解するのが難しい、こういう文書内容になつてゐるわけ

でございます。事が事だけに、それぞれ利害が絡むということはよく承知するわけでございましてけれども、それにしても、政治的な妥協の産物が文書にされてゐるということ、非常にわかりにくいと思つてゐるわけでございます。

この公的一元化はこれからどういふプロセスで進んでいくものなのか、まずこの説明からお願ひをしたいと思います。

○辻政府参考人 公的年金の一元化については、昭和五十九年の閣議決定以降その推進に向けた取り組みを積み重ねてまいつておりますが、本年の三月十六日の閣議決定におきまして政府としての基本方針を定めております。これにつきまして、具体的に御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、農林共済組合につきましては、いわばこれからの一元化に向けての道筋の第一段として、来年四月に厚生年金に統合するということ。それから次に、いわば公務員グループと言つてよろしいかと存じますが、国家公務員共済及び地方公務員共済については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとし、これは今回決まつたことでございますが、財政単位の一元化を図るといふこと、次期財政再計算はこれを前提に図るといふことで実施するというのが一点。

そして次に、私学共済についてでございますが、私学共済に關しましてはほかの制度と比べて保険料水準が低うございますが、次期財政再計算時までに、他の制度との負担の整合性という観点から、保険料引き上げスケジュールの前倒しを行うべく検討するとともに、大きく言つて公務員グループと非公務員グループがあると云つてよいと思ひますが、そのような中で、被用者年金制度における位置づけについて具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

そしてそれらを踏まえて、さらに、被用者年金制度全体の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金等との財政単位の一元化も含めて、

さらなる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく時期としましては二十一世紀初頭の間に結論が得られるように検討を急ぐ。

こういった形で、全体の枠組みはこれまでよりもさらに整理されてきたというふうにご考へております。

○金田(誠)委員 その閣議決定は手元にもございまして、色を塗りながら読ませていただいておりますが、色を塗りながら読ませていただいておりますが、これで局長はわかるのでしょうか、私はこれを見まして、いつ、どうなるものなのか、さっぱりわからないというところで質問をしたわけでございまして、御答弁はこれをなぞつていただいただけでございます。

ということになりますと、今までの経過を振り返れば、結果として破綻するまではそのまゝの破綻懸念がないものになつてこなければ實際問題として進んでこないとはいふことが、こう疑われても仕方がないのではないかなというふうな思ひでございます。そういうことばかり繰り返してまいりますと、今回もそうだったわけですが、厚生年金側の理解を得ることは難しいと思つてございします。

これから、私学について、さまざまな少子高齢化の状況などを考えれば、今のうちからきちんとレールを敷いて、それに向けて着実に歩むということが必要だと思つてございしますが、この程度の閣議決定をなぞつてゐる間は、二十一世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐということだけですから、また今回のような、今回は規模も割合小さかつたですから双方の努力によつて結論は得られたのでしようけれども、これから先はそうならない可能性もあると思つてございまして、いかがでしょうか、こんなやり方でこれから先本当にいいのかということをお聞かせいただきたいと思ふんです。

○坂口国務大臣 中曽根内閣のときでございまして、この一元化の問題が最初にやられまして、そのときには、本當に一元化をしていこうという

方針だったというふうに思います。

しかし、途中でその話が何かちよつとすりかわったような感じが私も持ったときがございました。それは、そんなことは言葉にもどこにも書いてありませんけれども、国家公務員の方にしろ、地方公務員の方にしろ、やはり公務員は格別だ、別なんだという思いがあるのではないかと。これは私の推測でございます、推測でございますが、そういう思いがある、その一言に尽きるのではないかと。私には私に思っております。

したがって、国家公務員や地方公務員の皆さん方が、おれたちは格別なんだ、おれたちはおれたちでいけるようにちゃんとしていくのだという思いがある以上は、なかなかこれは一本化はならない。この皆さん方が官民挙げて一本化をしていくのだという気持ちになっていただけるかどうかというところに一にかかっていると私は思っております。

○金田(誠)委員 おっしゃることはそのとおりだと思います。半分の理由はそこにあると思うわけですが、あとの半分の理由は一元化を進めようという側にもあるのではないかと。一元化の理念というものを鮮明に掲げて、わかりやすく国民の理解を得るということが必要ではないかと思うわけでございます。そういう観点からしますと、冒頭、局長にお尋ねしたような、閣議決定なりの一元化懸から出されている文書などは非常にわかりにくいということを申し上げたわけでございます。

そこで、提案なわけでございますが、もうここに至っては、私は、一元化は非常に急ぐし、着実に進めるべきだし、国民にとって必要だと思うんです。

というのは、これから先は、公務員だ、民間だという時代ではもはやなくなるだろう。雇用の流動化ということからすれば、優秀な方々は官から民へも移動するし、民から官へも移動するし、この垣根を低くしていくべきだ。そういう中で先般は確定拠出年金ということも出てきたんだと思う

んですが、あれは三階部分です。肝心な一階、二階が垣根がある状態なわけですね。ポータビリティーがない状態なわけですね。そういう新たな状況が出てきた。これは、中曽根さん当時にはなかった新たな事態だ。

こういうこともきちんと踏まえながら、一元化を推進するに当たって提案でございますが、仮称、一元化の推進に関する法律というようにものが、必要ではないのかな。そこで、一元化に当たっての基本的な理念、考え方、スキーム、これを明確に打ち出していく。一元化懸も、今は半ば公的な機関なんだろうが、かなりそれぞれの所属の利益を背中にしよつてという感じのものでござい

ます。これを、そういう性格ではなくて、法律に基づく一元化に向けてのきちんとしたスキームをつくっていく。それは各制度の代表ももちろん参加をしていただかなければならないでしょうが、法律に基づく組織として位置づける必要があるのではないかと。

仮称、一元化の推進に関する法律の制定の必要性というのを提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 今までもいろいろの審議会等がありまして、その中で決定をされて、そして閣議決定されたりいろいろなことが行われてきました。言うならば、法律にされたのとほとんど同じような拘束力を持っているというふうに思われておりますけれども、なかなかそれが実現をされてこなかった。

今先生が御指摘になりますように、法律をつくつてというののも一つの方法かもしれないというふうに私も思うんですが、基本的なところよりも、もう少しその下のアクションプログラムとい

う、そのプログラムをどうつくるかということの方が、この期に及んでは大事ではないかと、また、それをやらなきゃならないときに来ているのではないかと。そういう気が私はいたしております。

若干共通する部分もあるし、もう少しそこを下

げたといえますか、おろした議論をするところにあるという気もいたしております。

○金田(誠)委員 目指す方向なりテーマの重要性の受けとめ方、この辺についてはそう違ひはないかなと受けとめさせていただきました。

私は、それぞれが利害を主張し合うという状況もさることながら、客観的に見て、日本のあるべき年金の姿というものをきちんと定める、それが法律ではないのかな。そういうもので、共通の土俵の上で一定の方向へ進む、そのために法律をと

いうことで提案させていただいたわけでございますが、これからの引き続いて御検討いただき

たいと思いますし、もう少し下のアクションプログラム、そのことも全く同感でございますので、これらもまた進捗形をお考えいただきたいと思

うわけでございます。

そこで、最初に局長から御説明をいただいた閣議決定によれば、一元化の推進に当たって、財政単位の拡大と共通部分についての費用負担の平準化ということの基本にこれから進むわけござい

ますけれども、私は、弊害になつていく問題を取り除く必要があると思っております。

その弊害の一つは、各制度を所管する役所がそれぞれ縦割りになつていくということが大きな弊害ではないのかなというふうに思います。

例えば、さきの年金改定に当たって、当時の厚生省は五つの選択肢を示された。それに基づいて情報開示をするんだということで、年金を選択するといふものと、次の年は、創造するでしたか、二回にわたつて相当厚い資料を出されたわけござ

います。これについても、共済年金の部分については触れられておらなかった。それぞれ所管する役所が違ふということなんでしょうが、年金財政にしろ、統一的に全体を掌握できるようにな

るのになつておらなかったわけでございます。これも縦割りの弊害だと思つたわけでございます。これはであれば、こんな状況をまず払拭しなければ、一元化などと言っても空文句に終わりはしな

いかという懸念を持つわけでございます。

そこで、統一的な情報開示を行うという考え方から、私はこれはもう当然のことだと思つてすけれども、それぞれ縦割りになつておる役所の所管を、年金という観点から、最低でも厚生労働省に一元化すべきではないかと。こういうことはできませんでしょうか。所管を一元化する前に、まず情報ぐらいいは一元化して、そこから情報開示がま

とめてなされるというふうな、プロセスは必要なんだというけれども、所管の一元化、これについてはいかがでしょうか。

○坂口国務大臣 かつて私も金田先生と同じ質問を実はさせてもらったことがありまして、大蔵省そして文部省、農林省それぞれに、一体、年金にかかわつておみえになる人は何人おみえになりますか、そして、どれだけの予算でおやりになりますか、どうぞひとつ年金のことは全部厚生省で一本に集めてください、そうしたら人員整理にも役立ちますしいじゃないですかといつて、か

なりましたけれども、おしかりを受けたことがございましてけれども、言つたことがございまして、私は、それはできるんだらうと思つてござい

ますが、どうも、言うはやすくて現実にはなかなかできにくいことのようにございまして。

しかし、もう時代も変わりましたし、こうなつてまいりましたから、ぼつぼつ、それぞれの中でやつておりますことを、年金なら年金のことは厚生省が担当させていただいて、皆受け持たせてもら

う。しかし、その他、例えば財務省がおやりになるようなことにつきましては、厚生省が今までやつておりましたことでも財務省の方に御預けするとか、あるいは農林水産省がおやりをいただい

は、私はもうやつてもいい時期に来ているのではないかとふうに思っております。

○金田(誠)委員 これまた利害の絡む問題で、なかなか相手のあることで面倒だということはわかるわけですが、大臣の方からは基本的には同じ考え方を示したのだと思うわけでございまして、ぜひひとつ御努力をいただきたい、まずは機会を見てぜひ御発言をしていただきたいなと思うわけでございます。

何か新聞などを見ますと、社会保障の個人勘定とか変わったことがいろいろ出てきておりますが、そういうことを考える暇があるんであれば、こういう一元化に向けてきちんとしたやはり体制をとっていくというようなことを、これは大臣が暇だという意味では決してなくて、どこかに暇な方がいらつしゃつておつしゃつていような気がいたしますので、ぜひひとつ推進をしていただきたい、お願いをしておきたいと思っております。

次に、今回のテーマでございます農林年金の統合ということに移らせていただきます。

今回の農林年金の統合に当たりましては、一元化に当たって、私に言わせると法律の枠組みも決まっておらない大変な困難の中で、関係者の御努力によってようやく合意が得られた、こう伺っております。このこと自体、敬意を表したいと思えますし、努力を多ししたというのが基本的な立場でございます。このことは、大いに関係者の皆様の御努力、評価をいたしたいと思っております。

しかし、一橋大学の高山憲之先生、先般参考人でも陳述されておりましたけれども、この関係者の努力には敬意を表する、この同じお立場、前提に立ちながらも、最終決着に際しては、論理が軽視され、どちらかというと感情論が支配してしまつたことは遺憾である、ある冊子にこのようなことを書いておられまして、一理あるなというふうにも私も拝見をしたところでございます。

その理由の第一は、移換金の計算方法について

でございます。

今回決まつた移換金は、積立金からの移換金が一・六兆、上乗せ保険料による納付が〇・一六兆、合計一・七六兆円となっておりますけれども、この計算方法は、いわゆる将来法、これから先に必要な財源ということで算定されていると聞いております。

そこで、将来法に対していわゆる過去法、もし農林年金というものが分離独立していなければという財政状況になつていたら、それをもつて移換金にするという過去法による計算をすればどうなるのか。その場合の移換金はおおむねどの程度の額になるか。これについてお示しをいただきたいと思ひます。

○辻政府参考人 御指摘の過去法と申しますのは、例えば、農林年金が過去において厚生年金と同水準の給付を行い、厚生年金と同じ利率により保険料を徴収していたと仮定したら、現在どれだけの積立金を保有しているかという計算方法でございます。

現実には、農林年金は、厚生年金から分離した後、独自の給付を行い、独自の保険料を徴収しておりますので、当然、厚生年金と給付も保険料も違うわけでございます。特に給付につきましましては、他の共済制度をにらみながら決定されたということで、厚生年金とは随分違う体系になつていゝる。こういったことから、こういった歴史の中で、過去に振り戻つて、びしつと適用して幾らというの、なかなかデータの制約があり難しいわけでございますが、大胆な前提を置いて試算を行いますと、約一・二兆円ぐらいと推計されます。

これが、今回の今御指摘のございました将来法による積立金からの移換金、これは今まで給付を約束したものの、将来に向けて必要になるお金を給付原価に割り戻したものでございまして、この一・六兆円に比べて低いものとなっておりますのは、農林年金が厚生年金に比べて早く成熟しておりますので、給付の方が厚生年金と同じ計算をしますと早く出ておまして、したがって、その成

熟度合いの差によつてこの差が出ていたわけでございます。そうなりますと、やはり独立して各制度を運営したわけでございますので、あくまでも将来法によつて、将来約束して出さなくちゃいけないものの給付原価を移換するということが安当な方法と考へて、今回措置をされたというふうな理解をいたしております。

○金田(誠)委員 数字はわかりました。

そこで、さらに高山先生のその指摘によれば、農林年金は、基礎年金の財政調整のために、基礎年金に繰り出す拠出金負担を求められ、その分、積立金の積み増し分が減らされてしまつたというふうな述べておられます。このことは、基礎年金の拠出金が定額制であることから、標準報酬月額

の低い保険者には不利に働くことだと思ひわけでございます。これについて、農林年金が独立していたことによつてどの程度の差になるのか、保険料率に換算するとどの程度の差になるものなのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○辻政府参考人 基礎年金の拠出金は、二十歳から五十九歳のいわゆる第二号被保険者、これは被用者保険の被保険者本人、組合員本人、それから第三号被保険者、その被扶養者、いわばこの被用者保険の被保険者の数に依りまして頭割りで各制度に割り振つて、負担をいただく。そして、頭割り負担したものを今度は各制度で報酬比例で負担していただくということから、個々には差が出るものでございまして、この拠出金を、いわば頭割り振られたものを保険料率に換算してみますと、平成十一年度の実績では、厚生年金の四・七％に対して農林年金は四・八％となつており、やや高くなつております。

ただ、平成七年度で見ますとこの率は、厚生年金が三・八％、農林年金が四・三％でありまして、相当な格差がございました。

この格差が縮小いたしましたのは、一つは、標準報酬月額額の平均の格差が両者の間で縮小しておりますことと、それから、保険料負担をしない第

三号被保険者、振るときには頭数で振られる数になるんですけども、保険料負担は現にいわば報酬のある方だけですので、したがって、頭数に入つてくる第三号被保険者の割合が農林年金において厚生年金に比べて減少したことが理由です。ただ、やはり、各制度が分立している以上は頭数で御負担をいただくということが現時点では公平であると考えております。

○金田(誠)委員 私、今にわかに、過去法にすべきであるとか、基礎年金に対する拠出金を調整するべきだとか、そういうことを申し上げているわけではございません。ただ、高山先生が指摘するように、こういう観点から見ればこうなるということ

を指摘したかつたということでございます。農林年金は、昭和の三十四年度ですか、厚生年金から離脱をして、その当時にも、年金一元化という観点からすれば問題だということも仄聞をいたして強い反対論があつたということも仄聞をいたしておりますし、そういうことからすれば、今日統合するに当たつて厚生年金側の反発もあり得るというところは理解できないわけではない。そういう前提で、そういう中で関係者が大変な御努力をして一定の決着をつけた、その決着自体を今この場でどうこう申し上げようとは思つていないわけではございません。しかし、今後一元化を推進するに当たつては、今回のような議論が繰り返されるとすれば一元化というのはなかなか進んでこないだろうと思ひわけでございます。

そこで、今回のこの経過を踏まえても、前段申し上げたとおり、確かに大臣おつしやるようなもつと具体的な作業チームのようなものも必要だとは思ひますが、この辺の大枠、過去にこうやってきたんだからこうなんだというところになりまして、それぞれにまた言い分も出てくるということでございますから、そもそも論みたいは大枠をきちんと決めてかかる必要があるんじゃないか。今の農林年金のこうした指摘なども踏まえながら、もう一度お考えをちよつとお聞かせいただければと

思うわけです。

○榎屋副大臣 今委員の方から、今までの過去のJ・R、J・T、N・T、それも踏まえて、今回農林年金、ここまでは来れば一つのルールができたのだから、あとは法制化というように、一元化を目指してそういう取り組みというお話でございますが、いずれにしても、個人的な思いになるのですけれども、私はJ・Rのときに随分悩んだものですから、今回の農林共済年金から厚生年金への移換金、相当考え方が整理できたのではないかと、いうふうには思っております。

したがって、委員のお気持ちもよくわかるわけですが、本年三月の閣議決定で、このことについては今後、年金数理的な観点からの所要の検討、検証を行うこととされておまして、この成果を踏まえて今後検討していきたいというふうなところでございます。

○金田(誠)委員 今までのJ・Rなりにしても、今回の農林年金にしても、統合される側はほかの選択肢がない状態だったと思います。そういう中の話し合いなものですからそういうふうな落ちついたのだ。しかし、これからはそうでもない状態で一元化を進めようということですから、申し上げた過去法、将来法の問題、あるいは基礎年金の拠出金がどういうふうなきいてきていたのかというようなことも含めて、いまだ一度もその論議が必要な議論をしてスキームをつくるということが必要なのではないかという問題提起でございます。お受けとめいただければありがたいと思うところでございます。

そして、いずれにしても、いろいろな曲折を経ながらも、今回統合が決定をしたということでございます。農林年金の組合員四十七万、受給者三十一万、構成団体が約八千、大変な、小さいながらも団体は多数にわたるということでございまして、厚生年金への円滑な移管を図り、対象者に不安や混乱が生じないように万全の措置をとっていただきたいと思うわけですが、この辺のお答えをいただきたいと思います。

○榎屋副大臣 本法案におきまして、来年四月に農林共済を厚生年金に統合することをお願いしているところでございますが、今委員の方から御指摘がありましたように、統合によって、これまでの農林共済組合が行ってきた給付、適用に関する事務というものが、社会保険庁が行うこととなります。農林共済年金の加入者や受給者に混乱が生じないよう周知、広報に努めるなど、特に農林共済、これも社会保険庁からの委託を受けての業務もございまして、農林共済関係者ともよく相談しながら、委員の御指摘をいただいたとおり、円滑な施行に最善の努力を払ってまいりたいと思っております。

○金田(誠)委員 ひとつよろしくお願いを申し上げます。それでは次に、農林年金職員の雇用問題、これについてお尋ねをしたいと思います。

現在、農林年金は、プロパー職員が約二百名、この体制で運営されているわけですが、統合後は、二〇〇二年から二〇〇四年度にかけて三十人程度が余剰人員になる、二〇〇五年度以降さらに三十人程度、合計六十人が余剰人員として見込まれている、こう聞いているところでございます。これに対して、本年二月の一元化態でも取り上げられておまして、さらに、本年四月には農協系統を中心に雇用対策委員会が設置をされて雇用対策が推進をされている、このように聞いているところでございます。

いずれにしても、さまざまな経過はあるにせよ、当該職員に特別な責任があるわけではないわけでございます。政府としての責任を持った対応ということが求められると思うわけでございます。具体的に、どのように雇用対策を展開されているのか、見通しはどうか。農水省の方からどなたか、副大臣、恐れ入りますが、よろしくお願いたします。

○田中副大臣 統合に伴う雇用対策は大変重要な問題だととらえております。百九十二名の農林年金の委員御指摘のように、

職員の皆さん方で、業務が減少をいたしますので、六十名ほどの余剰人員が生ずるという状況になっております。

五月に入りまして、農業団体の方々に、御存じのとおり、雇用対策委員会を設置していただきまして、現在、平成十四年から十六年にかけて第一段階としては四十人程度、そしてまた、平成十七年度以降は第二段階として二十人程度の雇用対策の目標を立てまして、関連の法人等への再就職のあっせんを努力していこう、こういうことでございまして、農林水産省といえども、農林漁業団体への転籍、出向、あるいは関係の機関に再就職ができればというふうな思っておりますし、農林水産省としても努力を傾けていきたいと思っております。

○金田(誠)委員 ぜひよろしくお願したいと思います。また改めて最後に御決意のほど伺わせていただきたいと思います。

そこで、農水省とJAグループが大変な努力をされているということで、第一義的にはこうした農水省関連の御努力ということになるかと思えます。さつきは所管も一元化すべきだということも申し上げたわけですが、現状そうなっていない中では、これはやむを得ないことだろうと思うわけでございます。しかし一方、JAグループは五万人の削減という大変な厳しい状況にも置かれていると思うわけでございます。

そこで、そちらの御努力は御努力としてもちろんお願いをしなきゃならないわけでございますけれども、雇用対策を所管するのが厚生労働省なわけでございます。みずからのおひざ元で、年金一元化という大義のもとに進められる仕事で、万が一にもそこから失業者をおひざ元から出したとなると、これはもう示しのつかない話になるわけでございます。社会的な影響は非常に大きいと思うわけでございます。

そういう意味で、厚生労働省ということになると別な責任が生ずる、こう思うわけでございまして、農水省にはもちろん御努力をしていただくの

は当然としても、組合員数で四十七万人、農林共済組合員を受け入れるわけでございます。いろいろ事務方とお話をしますと、それによって定数増になるわけではないとか、今の時代はコンビニエーターだとか、いろいろおっしゃるわけでございますけれども、それにしても四十七万人、二百人でやっていたその仕事を、全部来るわけじゃないですけれども、大変な仕事量を移管されて、される方もやはりそれなりの努力をすべきものではないか。とりわけ、雇用を所管する役所が厚生労働省でございますから、そういう立場から、いかがでしょうか、ひとつ前向きな御回答をいただきたいと思っております。

○小島政府参考人 統合後の事務処理につきましては、完全統合までの一定期間、その事務を農林共済の存続組合に委託をするということになっていくわけでございます。その結果、来年の四月あるいは業務委託の完了時点において、農林共済職員の方の雇用問題が生じるというように言われているわけでございます。

これにつきましては、先ほど話ございました一元化懇談会において議論がありまして、これを受けて、農林水産省及び農協系のサイドにおきまして鋭意検討がされるということで承知をしているわけでございます。

社会保険庁といたしましては、まずは円滑な事務処理の実施のために最大限の努力を行ってまいりたいと考えておりますし、こうした雇用問題につきましても、協力できる点があればできる限り協力していきたいというふうな考えているところでございます。

○金田(誠)委員 さまざま、委託業務を委託したり、いろいろな御努力はされていると伺っているのですが、社会保険庁として人員を直接引き受けるといふ話は今の御答弁からもちよつと、私の受けとめが悪いのでしょうか、なかなか聞き取りにくかったと思うわけでございます。

そこで、これはぜひ御決断いただきたいものだなと思うわけでございますけれども、年金一元化

という大義名分のもとに行われるということでございます。それで、もともとが農水省所管の特殊法人だったわけですから、そちらで応分の努力をしていただく、これはもう当然でございますが、年金一元化に当たって統合される厚生年金の側が直接的には全く引き受けなかったというのは、これは理屈としてもちよつといかがなものか。これによつて定数増に飯にならないとしても、毎年毎年何名か退職者が出る、新規採用があるということですから、そのうちの何名かは一元化に伴う受け皿ということで割り当てるという方法も十分可能だろうと思つておられます。

過去にJR共済などの例もあったということも伺いましたけれども、これまた仄聞しますと、JR共済の場合は、共済のプロパーということではなくて、JRの本体、昔であれば国鉄の本体からの出向者ということで、大半がそういう方々であつた、したがつてそれなりの対応もできたということであつておられます。そういうことからしても、今回は、農林共済というのは非常に特殊でございます、本体からの出向者はいらつしやらないわけでございますから、そういう中で、年金一元化のもとに進められる。

雇用を所管する厚生労働省という立場から、ひとつ御回答、御答弁いただきたいと思うのです。○小島政府参考人 統合に伴ひまして、農協の職員の方の一定人員を社会保険庁で引き受けてはどうかという御指摘だと思います。これにつきましては、統合後の事務処理については一定期間を設け段階的に移行を図ることとしておられますが、完全統合時にはもう完全に社会保険庁の事務処理システムに一体化になりまして、農協サイド独自の業務はもうなくなるということでございます。

ただ、厚生年金としての受給者、被保険者、事業所はふえるわけでございますが、これにつきましましては社会保険庁の職員で対応せざるを得ないのですが、先生御承知のように、近時大変厳しい定員事情にございまして、人員の受け入れを行うこ

とは基本的に困難ではないかというふうに考えているところでございます。

○金田(誠)委員 これは、年金一元化という大義名分からやっていると、やはり問題だと思ひます。

大臣、これは、今そういう断定的な御答弁でしただけでも、この場で、わかりました、何人という答弁をもらおうとは思ひませんが、もう少し検討の余地はないのですか。そういうことに至らずに全員がきちんとなればなつたでそれはそれなわけですから、年金一元化の観点、そして雇用を所管する役所である、現実に四十万人の仕事が移管されてくるということからして、もう少し幅を持たつた御検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 雇用問題を担当しておる省でございますから、全体に見ましてその皆さん方の雇用を今後どうしていくかということは、両方の、今までお見えになりました農水の方の関係の皆さん方とそしてこちらの方の厚生労働の方の関係の方と、これはちよつとよくお話し合いをして、御相談に乗つて、ちゃんとそれはしていくということをしなればいけないというふうには思ひます。

○金田(誠)委員 ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思つておられます。

そこで、農水副大臣、長時間御出席をいただいで感謝をいたします。最後の質問でございますが、いろいろ申し上げれば過去の例が、通産であればYSIIをつくつていた日本航空機製造がどうであつたとか、あるいは今回、NEDO、新エネルギー・産業技術機構の石炭鉱業事業本部の廃止であるとか、あるいは平成七年に「特殊法人の整理合理化について」と題する閣議決定があるとか、いろいろなことを申し上げながら質問もしようかなと準備はしてきたのですが、ここに及んではそういうことは申し上げるにとどめさせていたでいて、全部まとめて、副大臣、これは責任を持つてひとつ対処します、万が一のことはござい

ませんという心強い御答弁を最後にいただきたいと思つておられます。

○田中副大臣 御指名をいただきまして、大変ありがたき思ひます。

今回の農林年金と厚生年金の統合につきまして、長年の念願のものが成就されるわけであります。その中で、雇用問題につきましては、今厚生労働大臣も、しっかりと受けとめる、こういう心強いお話がございました。両省でよく話をしまして、特に農林水産省といたしましては、雇用対策については万全の対策を講じていくことをお約束申し上げます。

○金田(誠)委員 大変心強い御答弁をいただきましたし、厚生労働省もそれなりに御検討いただけるといふことで承りましたので、両者ぜひ相まつて万全の体制をとつていただきたい、くれぐれもお願いを申し上げます。

そこで大臣、これは通告外でございますが、大阪地裁の在外被爆者の控訴期限があとあさつてに迫つておられます。何かあれでしょうか、党首討論でも取り上げられましたでしょうか。ちよつと私、聞き漏らしておりましたもので、その辺のもし明快な御答弁があつたとすればお許しをいただきたいと思つておられます。

あさつてでございます。万々が一のことではないと思つてはおりますが、ひとつ御示唆をいただければありがたいと思ひます。

○坂口国務大臣 御指摘のように、もう日程的にもかなり詰まつてまいりました。各省庁の調整に今入つております。私も個人的な勉強も一生懸命させていただきまして、省庁の調整を今やらせていただいているところでございます。いずれにいたしまして、あさつてには何とか決着をしないかならないというふうに思ひながら今やらせていただいているところでございますが、最終があとあさつてでございますから、何とか早く決着をしないかならないというので急いでいるところでございます。

きよう党首討論でも社民党の土井党首の方から

御発言がございまして、総理の方からは、厚生労働大臣とそれから法務大臣とよく相談をして今決めつつある、こういう話をいただいたわけでございますが、そのほか、今度は外務省も関係もいたしますし、さまざまところが関係もいたしますので、各省庁よく御相談をさせていただいているところでございます。

○金田(誠)委員 ありがたうございます。いい結果が生まれますことを信じながら、あすまで待たせていただきたいと思ひます。

終わります。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党の佐藤公治でございます。また出てきました。どうか二十分間、よろしくお願い申し上げます。

私も、事前に準備はしておつたんですけれども、先ほど上田先生からのいろいろなお話を聞いている中、これにはこの委員会では触れるつもりはございませんでしたけれども、やはり触れられなりましたので、幾つかお聞きをさせていただきますと思ひます。

といいますのも、先ほど週刊誌におきますいろいろなお話が出ました。私も五月二十三日の委員会、この週刊誌に関して、年金のいろいろな問題に関して取り上げさせていただきました。これは事前通告をしておりました。しておりませんが、先ほど上田先生があれほどお話しされる中、やはり刺激されてどうしても触れられなくなり、これをちよつとお聞きしたいと思ひます。

このときも私も幾つかのことを聞かせていただきました。あの週刊誌に書いてあることは本当なのか、うそなのか、どこが間違っているのかというこのお話をさせていただく中、富岡部長の方から、政府参考人の方から、もしも誤りであるのであれば御指摘を踏まえてそれに対する対応を検討するというお話を、御答弁をいただきましたけれども、これに対しての検討、もしくは内部的にあの週刊誌のことに御確認をされたこと、やつたことは何があるのか、今答えられる範囲で

お答えを願えばありがたいかと思ひます。

○辻政府参考人 私ども、この間の御質問で確認されましたような認識を持つてゐるわけでござい
ますが、まだ連載が続いておりまして、私ども、
現時点までの判断は、続いているものを全部まと
めまして、内容についての事実の訂正その他、私
どもの主張というものを何らかの形でさせていた
だきたいということで検討中でございます。

○佐藤(公)委員 その中で、先ほど上田先生の方
からもお話がございましたけれども、旧厚生省の
OBの方がいろいろと御発言をされております
が、そういうことに関して御確認をとられた、も
しくは確認をとった上で、そこまでのことは言っ
てゐる言つていない、その辺のあたりはいかがで
しょうか。

○辻政府参考人 その点も、過去の歴史的事実と
いったものもございすけれども、現在、私ども
が接触できる者とは今話を聞いております。

ただ、多くの事実につきまして関係者が話をさ
れたり、あるいは事実をどのような評価をして記
述されているかというところが大きなポイントで
ございまして、事実関係だけではなくて、その事
実関係をどのように評価してどのように主張して
いらつしやるか、ここが私どもの年金の信頼性
との関係で大変大きな問題でございまして、そのよ
うな意味で、評価の仕方そのものにつきまして私
どもの考えと違つてゐるにつきましてよく今精査
してゐるところでございます。

○佐藤(公)委員 やつていらつしやるということ
でございすけれども、だとするのあれば、僕
は、先ほど上田先生がおつしやられたときになぜ
そういうことも含めてきちんと答弁をされないの
かなという疑問を持ちました。

私のときに答えてくださつておりますよね。例
えば、損失に関して費用と言ひかえた方が一般的
にはわかりやすいとか、この二兆円に關しての
説明がございまして、きちんとなぜあつたとい
ふに御答弁をされないのか、それに関して私は今
この委員の席に座つておりまして非常に疑問を

持ちました。

なぜならば、言われるがまま、僕は厚生労働省
の立場を全部守る、こちらの立場を守るといふわ
けじゃない、ちゃんと正確なものをやはり国民の
皆さんにそれなりにきちんとその場で話、御説
明をしていくべきだと思ひますけれども、何かガ
ス抜きのような委員会、形骸したような感じをす
ごく受けて、私は非常に頭にきた部分でございま
す。その辺のあたり、いかがでしょうか。

○辻政府参考人 事実関係については、私ども事
務方の者が説明するべきだったと考えておりま
す。その点、説明のチャンスを得られなかつたこ
とにつきまして、私どもも残念に思つておりま
す。

例えば、流用の問題につきましては、これは明
らかに法律に根拠がございまして、その根拠に基
づく公費の使用について、特別会計が国会で審議
をいただくという形で認められて行つてゐるもの
でございす。

それから、いわゆる赤字というものにつきまして
も、その中で最も大きな赤字は資金運用に關す
るものでございす。この資金運用は、長期的に
運用するという前提で一時的に欠損が生じてゐる
ということ、御説明申しましたように、長期的
には一定のルールと方針のもとで回復するという
運用をいたしております。そのようなことから、
私ども、主張させていただくチャンスがなかつた
ことについて残念に思つております。

○佐藤(公)委員 やはりそういうところの部分
が誤解を生んでいる部分もたくさんあるかと思ひま
す。ただ、年金に關してはたくさん問題があるとい
うことに関して、これはまた別の機会にさせて
いただきます。このたびの法案に關してお話
を、また質問をさせていただければと思ひます。

これを私どもずっと見てゐる中、これは私の思
ひ込みかもしれませんが、また多くの方々がそう思
われてゐるのかもしれませんが、昭和五十九年に
閣議決定されてからかなりの時間がたつてゐる。
当時は、それなりに運用をしていけるだろうとい

うような推測、そんなものがあつた、ただし一元
化をしていかなきゃいけない、そういう中で閣議
決定をされていつたんだと思ひますけれども、何
かこの数年の間に、このままではこれはどうしよ
うもなくなつてしまふ、まずい、やばい、早く統
合しなきゃならぬといふこと、不良債
権といふ言い方は失礼かもしれませんが、でも、
何とか厚生年金の方に早いうちにぶち込んでしま
おうじゃないか、そういうふうに見える、思へる
部分があるような気がいたします。

私も、これに關して何人かの方々にヒアリング
をする中、何かお荷物になつたものをサラリーマ
ンの年金、厚生年金の方ですべて負担をしてい
く、かぶつていく、そんな印象と、やはりそうい
う筋書きのように思へる部分があるかと思ひます
が、また見えるような気がしますが、その辺に關
して御答弁をお願いしたいかと思ひます。

○辻政府参考人 この二元化問題につきまして
は、昭和五十九年に一元化を展望しつとつといふこ
とからスタートいたしました。世代間扶養で
行つております公的年金制度につきまして、それ
ぞれの制度の責任でなくそれぞれの加入者の消長
といふものがありまして、加入者が結果として減
る制度については、それはその結果問題が生じる
のは不公平、不合理であるといふことから、公的
年金の一元化が必要であるといふ認識のもとで進
めてきたものでございす。

この点につきまして、やはり関係者の合意が必
要でありますことから、何回も何回も議論を積み
重ね、今回につきましては、一元化懸といふ関係
者が全部入つた場で、将来の展望も、平成八年の
閣議決定をいたしましたときに比べればさ
らに、不十分かもしれないけれども、関係者が
努力をして合意して、そんな中で今言ひましたよ
うな合理的な方法の一環として今回の統合が行わ
れようとするものでございす。

○佐藤(公)委員 そういう中で、幾つかお聞きし
たいんです。
移換金の一兆六千億というお金がございす

が、この算出方法。私の方も、算出方法に關して
は詳しいいふつた、kだのtだのx、y、a、p
とか、こういう非常に複雑な計算式を用いて移換
金等を算出しているわけでございすけれども、
私がこゝでいつもふと思ふことは、年金関係も含
めて、常に中位推計といふことを考える、その中
で実際問題低位推計になつてゐる最悪な状況とい
うのが幾つかあるかと思ひます。そういうことを
考えた場合に、果たして本当にこの計算方式で移
換金といふのが、十分とまではいかななくても、
妥当だといふふうに見えるのか。その辺のあ
たりはいかがでしょうか。

○辻政府参考人 今回の移換金の具体的な今御指
摘の点につきまして御説明を申し上げたいと思ひ
ます。

まず、移換金の計算の考え方でございますけれ
ども、これは、独立した年金制度、それぞれ独立
して今まで運用されてきたといふ保険者をいわば
統合する場合に、統合する時点で責任を持つて相
手の制度に迷惑をかけない額の計算方法として、
平成九年の三公共済の統合の際に行つた計算式
をもとにいたしまして、その後の事情変更を勘案
したものでございす。

それは具体的にどのようなことかと申します
と、統合時点において、今回は農林年金でござい
ますが、農林年金の受給者及び組合員、これらの
方々の統合の時期までの過去の加入期間分の原資
を持つてくる必要がございす。再評価、物価ス
ライド分といふものが公的年金にあるわけであ
るが、これは後代負担に送られてゐるといふ観点か
ら、その部分を除きました部分については、俗に
給付現価と呼んでおりますけれども、過去加入期
間分将来必要となる額を一定の予想される利回り
で現在に割り戻しまして、それを私ども給付現価
と呼びますけれども、その給付現価を一時金とし
て移換するといふ計算をいたしたものでございま
す。計算いたしますと、これが一兆九千六百億円
になります。
長くなつて恐縮でございますが、先ほど事情変

更を勘案したと言いました趣旨は、これまで厚生年金は将来の運用利息というものを五・五％で計算してまいりました。ところが、平成十一年の再計算におきましてそれ以降四％にそれを見直すことをやっておりますので、将来に向けてのものにつきましては四％で換算しなければなりません。そうなりますと、その部分は、割引利率が小さくなる額が大きくなるわけでございます。

この部分をどうするかということでございますが、これはいわば事情の変更による事後に生じた債務でございますので、これからの人がそれを負担していただくというところから、実は、一兆九千六百億円のうち三千六百億円分は、これからの加入者によって負担をしていただければいい、これからの統合された農林共済の加入者によって負担していただければいいということで結論としては、それを引いた一・六兆円を移換すればいいという結論になりました。

それとあわせて、実は、農林共済の将来の加入員の数というものがもし予想以上に減ったらどうなるんだという議論もございまして、いわばそのリスクに対応する額も千六百億円、関係者が十分議論した上で合意されまして、いわば予想以上に数が減ったときのリスク分も千六百億円つけ加えまして、合計一兆七千六百億円という移換金が計算された、こういう事情でございます。

○佐藤(公)委員 では、移換金に関しては十分だということ、厚生年金の方に関しては、これによって足を引っ張るというか、そういう部分は現時点は全くないというふうに思っておりますでしょうか。

○辻政府参考人 まず、今までのやり方によります給付現価は、そういうことで、将来に向けて必要なものを今計算して、計算したものを算出しました上に、今の予想よりも農林共済の組合員が、厚生年金に移換されますけれども、もし農林共済でやったとしたらとする組合員の数が減ったときのことまで織り込んでおりますので、そして、一元化後は厚生年金の労使の関係者が入って

おりまして、そこで合意されましたので、万全であると考えております。

○佐藤(公)委員 この計算式や何かを見ても、生存数とか、非常にわかりにくいというか予測しにくい部分がたくさんございまして、私自身は非常に不安に思っていることがあります。どちらかといったらば、厚生年金の加入者、厚生年金の方から見た立場で、このお金で本当にいいのだろうかとかということ、非常に疑問を持っていますので、その辺は重々今後よく見ておいていただけたらありがたいと思います。

また、厚生年金の立場から聞かせていただければ、本当にお互いにおきます大変な努力によってこまごまされたということに関しては敬意を表すべきことだと思っておりますけれども、実際問題、農林漁業団体職員共済組合の積立金もしくは収支におきます使い方のこと、こういうことを少し、簡単にでいいですから、大ざっぱなことで御説明をお願いしたいと思います。

○須賀田政府参考人 農林年金のお金の使い方でございます。

農林年金の掛金は、使い道といたしましては、それまでの運用収益と合わせまして年金の給付金と事務経費に支出をする。残りのお金につきましては、それまでの積立金とともに運用をいたしまして、この運用の一端といたしまして福祉事業、これは別の経理に区分経理しております。福祉経理というところへ貸し付ける。大ざっぱに言いますとそういう形態をとっております。

これまで、昭和三十四年から、大変粗っぽく積み上げた収入と支出の関係がどうなっているかというところでございます。

これは大変粗っぽく積み上げましたので、正確性にやや欠ける面はございますけれども、まず収入といたしまして、掛金が約四兆八千億、運用収入が一兆八千億、国庫補助等が約一兆六千億でございます。合わせて収入が一兆八千億でございます。支出の方が、給付金と基礎年金部分の拠出も入

れまして、給付金等に六兆一千四百億、事務、人件費に六百五十億ということでございまして、残り二兆円が積立金ということになっておりまして、そのうちの一部が福祉事業に貸し付けられていくということでございます。

○佐藤(公)委員 そこにおきます福祉事業というのは、一体全体、幾らぐらい貸し付けてどれぐらい回収されたのか、その辺のあたりの数字はいかがですか。

○須賀田政府参考人 福祉事業の中身でございます。

一つは、組合員に対する住宅貸し付けでございますとか育英貸し付けでございますとかの貸付事業がございまして、それから一つが、バストラ、宿泊事業といいますが、この中に一部病院等の保健事業も含んでおりますけれども、宿泊事業の二種類あるわけでございます。

ちよつと累積の数字を持っていないわけでございます。貸付事業の十一年度末の残高が約一千億というふうになっておりまして、これまでのところ、順調に償還を得て給付経理の方へお返しをしていっているというふうになっております。それから宿泊事業でございまして、これは宿泊施設の

新築、改築といふものを年金給付の方の経理から福祉の方の経理へ貸し付けるということになっておりますけれども、残高が現在、十一年度末で百五十五億というふうになっておりまして、これも将来、施設の納付金の形で給付経理の方へ返還されるというふうになっているところでございまして、いづれにしても、福祉経理の中で処理をするという仕組みになっておりまして、年金給付の方に支障を生じさせないようになっているものでございます。

○佐藤(公)委員 今本当に粗っぽくとか大ざっぱというお言葉がございましたけれども、まさに本当に皆さんから預かっている中、そういう状況の中、それを厚生年金の方に全部引き取っていただく。厚生年金側からしたら、大変私どもとしては

しつかりその辺をきちんと把握してやっていっていただかないといけないかと思ひます。

その辺のあたりは、厚生労働省さんの方はきちんと見きわめて、余りよくないものに関しては、よく考え、きちんと整理をさせてからやっていくべきだというふうに思ひますが、何か。

○須賀田政府参考人 この福祉事業、統合に当たりますべて廃止するというところとしておりまして、宿泊施設につきましてもこれまで過半を処分いたしました。三カ所残っておりますけれども、これも処分をするということとしておりますし、貸付事業も廃止するというところとしておりますので、これは存続組合の方で回収をしていくということで、引き継がないようにしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○佐藤(公)委員 すればいいんじゃないかと、そうならないように事前にやらなきゃいけないんです。皆さんからの預かったお金に関して、その辺はやはり無責任にそういうことを言ってもらっちゃ困ると僕は思ひます。

そして、最後になって時間がありませんけれども、自分はやはりこの法案等を読んで一番問題なのは、本当に日本の国の食糧とか農業とかいうことをどう考えているかという背景の部分における年金というものがどうあるべきかということが余り出ていないような気がいたします。

やはり日本の国としての食糧自給率、農業、農家の方々に対してどういうふうな考えを持って日本の将来のビジョンを明確にしていけるのか、こういう部分が非常にいま、年金だけのことで、目の先のことでどういふ話になっているような気がいたします。これを見ても、前からお話しているように、何か後継育成、若手に対して、みんな負担が若い人たちに押しつけられている、そんな印象を私は思ひます。

そういう意味で、最後に大臣から、農林水産に關して、もしも若手に関して、後継育成、いろいろなことあると思ひますけれども、お考え、御所見を最後に聞かせていただければありがたい

かと思ひます。

○坂口国務大臣 御承知のとおり、この年金は農協にお勤めになっております皆さんの共済年金でございますので、全体の日本の中で農業を支えている、あるいは農業を指導しておみえになります皆さんの共済年金と申しますか、そういうふうに理解をした方がいいのかもしれないというふうに思っております。

したがしまして、そういう皆さんの共済年金でございますから、こうして厚生年金と一元化をされるというこの機会を通じて、ひとつ、皆さん方がこれからの日本の農業のあるべき姿というものを中心的に自分たちで描き出していただける、本当に今まで以上に活躍をしていただける、そういう環境をつくることに役立つようにしなければならぬ、そんなふうに思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員 ありがとうございます。

農業についての議論もたくさんしたいことが実は本当にあります。そういう上で、今農業が大変な問題を抱えている。日本の食糧事情のこと、後継ぎのこと、所得保障、そしてその所得保障を年金としてやっていく、海外の事例もあると思います。こういう部分では、実はこの法律というのはすごく大事な法律だと思ひます。

食糧、農業ということとを本当に日本の根幹として考えるのであれば、統合するのではなくて、統合しても別建てのもの。負担は少なくしてあげる。そのかわり食糧、農業のことを真剣に考えます。こういうあるべきという考え方もあると思いますので、どうか今後とも大臣、また農林水産省に対しては、農業の皆さん方、従事者の方々のことをよく考えて行政をお願いしたいかと思ひます。

最後に一つ、農業に関しての国会、本当に食糧に関しての国会を開くぐらいの大事な議論を一回していただきますことを陳情申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 本日も法案に先立って、韓国入被爆者の郭賢勲さんの控訴問題についてお尋ねをします。

さつきも党首討論で問題になり、今も同僚議員が質問いたしました。これに対して坂口大臣は、今各省庁の間で調整に入っている、あすは決着をつきたいと答弁されました。各省庁間で調整をするということは、各省がそれぞれの考え方をもち寄つて調整するというところでありますから、したがって、既に厚生労働省としての一応の考え方は決まっているはずだと思ひます。この調整にどういう考え方で臨むのか、大臣の説明をお願いいたします。

○坂口国務大臣 調整をしているということは、どういうふうな結論づけるかということ調整しているわけでありまして、したがって、それぞれの省庁がそれぞれの考え方を決めて、そうして、これこれというところを言っているわけではございませんで、それぞれが寄り集まって、そうしてどういふふうにするかということを決めようとしている、こういうことでございます。

○小沢(和)委員 この期に及んで、いまだにまだ何の方向性もなしに、集まってどうしようか、そんな話が世間では通らないと思ひます。

ハンセン病判決の控訴問題では、大臣の姿勢はここでの質問でそれなりにわかつたわけですが、私は頑張つてくれというふうに言つたわけですが、今回は全くわからない。だから不安でありません。残念ながら質問時間が極めて限られておりますので、私はもう一回強調しておきたいと思ひます。

この在外被爆者の問題というのは、郭さん一人の問題では決まれないということです。韓国、北朝鮮、中国、アメリカ、ブラジルなどに数千名もおる。日本の国内でちゃんと手続をし、被爆者として手帳も交付されながら、健康管理手当を一人もらつたようになつた人が海外に出たらそういう支援を打ち切られる、こんなばかな話はないわけ

であります。ここ数年続けて、海外日系人大会でもこの不当な扱いが大変な問題になっているといふことは先日私も指摘をいたしました。あすまでに決着をつけると言いますが、ぜひ控訴をしないという方向で決着をつけていただきたいといふことをまず申し上げておきます。

さて、本題であります。今回の厚生年金と農林漁業団体共済の統合は、公的年金制度全体の一元化の一つのステップと位置づけられております。しかし実態は、四年前のJR、JT、NTTのときほどではないにしても、制度的に行き詰まりつつある農林共済を救済しようといふものだというふうな理解をしましたが、それでよいのか、まづ大臣にお尋ねします。

○榊屋副大臣 今回の統合の意義についてのお尋ねでございます。

本日、この委員会ですつと議論されて、大臣も答弁しておりますが、昭和五十九年の二月から始まりまして、平成七年をめどに公的年金制度一元化を完了するというようなことからスタートしてやつと今日へ至つておられるわけでありまして、

委員がいみじくもおっしゃつたように、三公社のときほどではないが、こうおっしゃつたけれども、私は違うというふうな思ひ方をするわけでありまして。まさに制度の成熟化が進展する中で、公的年金制度の安定化、公平化を図るために公的年金制度の一元化を推進するというその一連の流れで今日を迎えているということでございます。統合に伴ひまして、きょうずつと議論が出ておりますけれども、必要な移換金を支払うというふうにもされておられるわけでありまして、単に農林共済を救済するというだけではなくて、公的年金制度全体の安定化、公平化を目指したということでございます。

○小沢(和)委員 数字を見ますと、農林共済と国共済は余り違ひないように見えるわけでありまして。積立金はほとんど同じ。保険料率はどちらも厚生年金よりやや高い。成熟で見ればむしろ国公の方がずつと進んでおります。しかし、今回農林共済の方がみずから統合を希望したが、国共済からはそういう声はなかつたというのですが、この違ひは、農林漁業をめぐる情勢が非常に厳しいために、今後も農林漁業団体などに勤務する人が急激に減少し続けるという見通しを持ったためではないかと思ひますが、いかがでしょうか。数字でその見通しを示していただきたいと思ひます。

○辻政府参考人 加入者の見通しについて御報告いたします。

公的年金制度の一元化に関する懇談会におきまして、関係者が、厚生年金関係者も、農林共済はもとより共済関係者も皆が議論していただいたわけでございますけれども、そのときに、農林共済の財政再計算における組合員の将来見通しを出していただきました。それについて皆が議論をし、そして議論をした上で若干の修正の上、結論を申し上げますと、平成六年度末の一番多かった加入者のときから平成十三年度末までに五万人減少するといふふうに見込みまして、五万人減少しました。それで、厚生年金の被保険者数に連動して推移する。徐々に減るといふ予測でございます。具体的に、二〇二五年に四十一万六千人、二〇五〇年に三十二万八千人という見通しが示されたところでございます。

このような見通しをもとに、移換金につきましても計算されたところでございます。

○小沢(和)委員 前回の統合のときには、JRやJTなど、他の公的年金から支援を受けていたところは保険料の上乗せを行いました。一方、NTTにはそのような上乗せはありませんでした。しかし、その後の経過を見ますと、NTTも相次ぐ人減らして大幅に被保険者数が減少しております。

今回、農林共済は、当面は健全な経営が続いているのに、将来大幅な人員減少が見込まれるといふだけのことで上積みを負担させられておりますが、NTTのように、その後、リストラで大幅に

減少したのに統合時には全く上積みを負担しなかったところとの均衡を考えると、およそ説明がつかないのではないのでしょうか。

同じように、民間でも、今リストラが相次いであります。中には、新日鉄や日産自動車など、ここ十年ぐらいで何万人も減少したところがあります。こういうところも厚生年金の基盤を揺るがしかねないことをやっているわけですが、同じ厚生年金の中だということで、上乗せなどということとは問題にもならない。

今回、農林共済にのみ、統合に当たってこういう上乗せの負担を負わせるということとは、関係者の納得を得られないのではないのでしょうか。

○辻政府参考人 今申しましたような、まず、農林共済の加入者の将来予測を立て、それに基づいて移換金を計算し、そして、大きく議論になっております。受け手の厚生年金関係者の合意に財政上 unnecessary 悪影響を及ぼさないのか、こういった議論がなされまして、そのときに、今の予測に比べてやはりそれよりも減るリスクがあるということとが、現時点において議論がなされました。それ自身、農林共済組合員の加入者のおれというものが過去にもありまして、そういうものを踏まえまして、そのリスクに対応するために千六百億円という、いわばリスクそのものに対応するための移換金というのが合意をされました。

そして、それをどのように移換されるかどうか、これはまさに話し合いの問題でございます。いわば独立した制度が独立した制度に統合されるわけでございますので、その当該独立した制度の移換金が、それまでの積立金で行われるのと、その当該独立した制度の加入者であった方が将来払うものでお支払いになるのと、内容的には同質でございます。そのような経過から、その千六百億円分につきましては、将来の上乗せの保険料で移換をされるグループからお支払いになるという整理になったものでございます。

なお、厚生年金でも、ではリストラがあつて減ったところは、減って迷惑をかけたからといって

てそれを出すのかというバランスの御指摘があつたと存じますが、厚生年金の場合は、もともと同じ保険者の集団の中での組織の消長でございますので、今回は、異なる保険集団と異なる保険集団が一緒になるときの、相手の制度にいわば合意的なお金を移換するということと質を異にいたしますので、その点は矛盾しないと考えております。

○小沢(和)委員 今の説明は私も納得いきませんが、聞きたいことがいっぱいあるので先へ行きます。

農林漁業団体の職域年金はこれで打ち切られることになりました。これは、農林漁業団体に勤めてきた人たちの老後をさらに不安に陥れることになる。職場には新しい年金基金制度をつくってほしいという声が強くと聞きますが、政府としてはどう対処するつもりでしょうか。

○須賀田政府参考人 御指摘のように、従来の農林年金のうちの職域年金部分は、制度としては廃止されるわけでございます。

これにかかります企業年金を設立するかどうかについては、基本的には、その団体がみずから判断して決めるべき事項でございます。現在、財源をどうするか、あるいは農林漁業団体の経営を今後どう見ていくか等を踏まえながら、労使で協議をしているところでございます。少し時間をかけて検討したいという方針だということふうに聞いております。

○小沢(和)委員 そうすると、今の答弁は、労使の間で協議をしているけれども、前向きで取り組んでいるという趣旨だということふうに承りました。いいのでしょうか。

○須賀田政府参考人 労使の間の協議の状況はニュートラルなものというふうに私も認識をしております。

○小沢(和)委員 これまで職域年金に加入してきた人の既得の権利は守られなければならないと思うのです。これまでは、加入期間二十年未満だと〇・七三、二十年以上だと一・四二五の乗率で特例老齢年金が加算されてまいりました。

今度の法案では、統合のとき二十年未満の人、今後同じ職場に働き続け二十年を超えれば、一・四二五を適用することになっていると聞いております。

最近のように、農協相互の合併や県連と全国連の統合などが次々に行われますと、同じ職場でも名称、所属などが変わったり、系列下の別団体や子会社に転出、出向などということも起こり得る、こういう場合もこの条項は当然適用されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○須賀田政府参考人 今回、その職域年金というのが制度的に廃止をされる。従来、そういう廃止がなければ同じ職場で二十年間以上働いていたという方をここで打ち切る、低い乗率にするということとは、大変不利益をこうむることになりますので、そういう職場をかわらずにずっと働いて人が、二十年経過した時点で従来の高い方の乗率を適用するという特別措置をこのたび講じたわけでございます。

協同会社とか子会社へ行くと、それは、その時点から厚生年金の適用となるということでございまして、お気持ちはわかるわけでございますけれども、そこそこは、どこかで線を引かねといけないということ、そういう方にはこの特例は適用できないということについて御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

○小沢(和)委員 気持ちはわかるけれども打ち切りだというのは、これは血も涙もないと思うのですね。

私は、同じ職場でも名称、所属などが変わったり、系列下の別団体や子会社へ転出、出向とか幾つか事例を挙げたわけですが、これは全部だめですか。このうちどれかぐらいは、この辺までは救済したいというところはないのですか。

○須賀田政府参考人 制度の廃止に伴う経過措置の適用をどういう人を対象にすることが適当かというところから判断をいたしまして、やはり職場をかわらない人というふうなところで線を引かせ

ていただいたわけでございます。

○小沢(和)委員 これ以上詰めませんけれども、ぜひ私どもの気持ちも酌んで、弾力的に対処をいただきたいと思います。

次に、農林漁業団体職員共済組合は、統合の正式決定がおくれたために、社会保険庁の受け入れ体制が間に合わず、社会保険庁から今後も委託を受けて厚生年金事務を行うと聞いております。

だから、今後も、当然、定期間存続することになります。一定期間とはどれくらいを想定しているのか、どのような状態になったときに廃止をするのか、伺っておきたいと思っております。

○須賀田政府参考人 存続組合につきましては、今回、先ほど来御議論になっております廃止をされます三階部分の職域年金、廃止はされますけれども、これまで年金債務が生じておるわけでございますので、その年金債務を今後実行していかなければならないという特例年金の給付業務と、それから、先ほど先生がおっしゃられました社会保険庁からの当面の受託業務と、両方があるわけでございます。

当面の受託業務というのは、今話し合っております、そう長くは続きませんけれども、先ほどの特例年金の給付業務というのは結構長く続くもの、極端に言いますと、今二十歳の方が平均余命まで、そのぐらい極端に言うときくわけでございますけれども、その間、いろいろな組織のあり方というふうなことは検討をしないといけないのではないかとこのように考えている次第でございます。

○小沢(和)委員 今のお話で、一定期間というのはいかなりの長期間だということふうに理解をいたしました。

この共済組合には、今二百名近くの方が働いておられますが、今後業務の縮小に見合せて雇用調整が行われるわけでありまして、そのことについては先ほどかなり詰めた議論が行われました。この人々の雇用確保のため、まず農林漁業団体が、次いで農水省が、さらに厚生労働省も努力をすると

いう約束をされたわけでありませう。

だから同じことを聞こうとは思いませんけれども、これは大臣に伺いたいんですが、国の政策によって仕事を失う人々に対して、国と関係諸団体と一緒に、最終的には一人も失業者を発生させないように責任を持つて対処するという趣旨で先ほど大臣が発言されたというふうに理解しましたけれども、それでいいでしょうか。

○坂口国務大臣 理想はそういうことでございませう。しかし、中にはそれは個人的に、自分で退職をしたいという方もございませうし、そこは個々の皆さんの御意思によるところだというふうに思います。

また、農林水産省の方も、それぞれ大きな団体をお抱えになっておるわけでございませうから、いろいろなことを御検討いただけるものと思っております。

○小沢(和)委員 公的年金一元化の問題でも一つお尋ねをしておきたいんですが、政府は公的年金一元化を今後も進めるため、三月の閣議で、農林共済の統合とあわせて国公共済と地公共済の財政単位の一元化を決められたわけでありませう。先ほどの答弁では、次に保険料率を統一していくという考え方を示されました。これは、加入者数も多く、保険料率も国公共済より二%近く低い地公共済に保険料率を引き上げさせることによって、その財源で厚生年金への一元化までの間国公共済を助けさせようということになるのではないのでしょうか。

○辻政府参考人 もともと一元化の趣旨と申すものは、加入者の消長といいますが、将来に向けての加入者が減る、ふえる、こういったことはその制度だけの責任というべきではなくて、最終的には被用者保険全体の問題であるということが事の始まりでございまして、それをどういう段取りでやるかということ、まず、いわゆる公務員グループといったしましては国公共済、地公共済が財政単位を一体のものとしてとらえるということ、次のステップを歩めるということ、どちらが助ける

助けがないというよりも、公務員グループで一つの公平な形とするという趣旨と受けとめております。

その具体的な形は、国家公務員共済、地方公務員共済の間において財政調整を行うことにより保険料を合わせていくことが検討されているというふうに承知いたしております。

○小沢(和)委員 残念ながら時間が来ましたが、終わります。

○鈴木委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

まず冒頭、きょうは、金田委員にも先ほどの小沢委員にも御紹介というか御意見がございましたが、郭貴勲さんの問題について、私も一言、坂口厚生労働大臣に心からお断りを申し上げたい件がございませう。

厚生労働省の職員の方は気づきだしたと思いますが、厚生労働省前に郭貴勲さんを支援なさる日本の被爆者団体、被団協の皆さんが座り込みを一日、昨日となさっておられました。私もメッセージを送るべく参加させていただきましたが、皆さん大変御高齢で、御自身も被爆者でありながら在在外の韓国人被爆者の問題に自分たちも流れを一にして応援したいこうと思われ、やはり私はどういと思ひましたし、敬服もいたします。

そういう日本国内の被爆者の皆さんの、在日にあつて同じように被爆された在在外の被爆者の方々へのお気持ちということもやはり厚生労働大臣にはお断りいただきたいとしまして、高度な政治的配慮をしていただきたいと思います。

あわせて、きょう、私どもの土井党首は、党首討論の全時間をこの在在外被爆者問題の小泉首相への質問にかえさせていただきます。その中で、きょう、小泉首相の御答弁で、その置かれた在在外の被爆者の各国々の状況をかんがみて、勘案して判断を下していきたいという御答弁でございました。私は、極めて前向きな御答弁と受け取りました。例えば、在日であつた韓国人の方々、今二千

二百人が韓国にお帰りになってお暮らしと思ひますが、やはり日本と韓国あるいは北朝鮮のこれらの長きにわたる友好のためにも、日本がどのような態度をとるべきか問われているように私は思ひます。

そこで、坂口厚生労働大臣は、きょうの首相発言、特に、その方々の置かれた国の状況を考へてという一文をどのようにお聞きになりましたか、このことを一言お聞かせくださいませう。

○坂口国務大臣 総理がきょうおっしゃいましたのは、とにかくこの裁判で一番問われているのは、日本の国の中に居住または現在している人のみに被爆者援護法が適用されるのか、それとも日本以外の居住している人にもそれが適用されるのか、その一点に今これが問われているという御指摘でありまして、私もそのとおりだということに思ひております。この大阪地裁の判決は広島とは違つたという御認識が先日来ございましたけれども、ずっと判決文を読ませていただきますと、双方ともその一点に絞られておりますことには間違ひがないと思ひ思つておる次第でございます。

そして、日本の人と同じように、諸外国に今お住まいになつていらっしゃる皆さん方に対してどのような形でお断りをするか、そのお断りの問題が今問われているんだらうというふうに思ひております。日本に居住する人たちと同じ形でお断りをするのか、それとは少し違ひけれども、しかし別な形でこの皆さん方にお断りをするのか、お断りをするには間違ひがないが、そのお断りの仕方が今どうかということをお断りされているのであらうというふうに思ひております。そういうことを総理は言われたのではないかと、きょうきょう受け取らせていただいた次第でございます。

○阿部委員 一点目の坂口大臣の御認識でございますが、やはり一たん受けた被爆者手帳の資格の喪失要件というのは、実は死亡時ということしか書かれておりませんことをきょうの土井党首も申しましたと思ひます。

そして、やはり日本にお住まいであつて、故国に帰りたい、祖国に帰りたいと思つても、その被爆者手帳が今度は帰ればなくなつてしまふというふうな事態がもしこの法律の解釈で成り立ちますと、この法律によるその方々のいわば移動という人権の侵害、人は動くことも含めて人権でございますから、そうした観点からも再度御検討いただきたいと思ひます。私どもの認識は、やはりこれは広島その他の判決等々とは違つたということは再度申し上げましたが、その点をおきまして、このことゆゑに、ある一人の個人の移動が制限されるという観念に立つた上での、もう一度御熟慮を重ねてお願い申し上げます。

では、引き続きましてもう一点、本法案とはちよつとテーマが違ひますが、ぜひともここで坂口厚生労働大臣に御検討いただきたい事案がございませう。皆さんも御承知おきのよう、大阪で起きた小学生殺害事件でございます。

連日の報道でございますし、この犯人と目される方の精神状況あるいは人格的な問題等々、あるいは被害を受けたお子さんたちの本心に胸に迫る御家族の苦しみ、子供たちの悲しみ、私どもも毎日夜この報道の中で本心に胸を打たれる思いでございますが、その中であつても、私は、この報道がいわゆる精神障害者による犯罪ということとひとりで歩きしていくことを極めて恐れております。

どういふことかと申しますと、報道から聞き及ぶ範囲においても、この容疑者には二つの特色があると思ひます。もとの奥様との離婚問題のときの言動を含めて、いわゆるこの方が精神障害の範疇に入るのか、それとも極めて人格的に乱暴でいろいろな傷害事件を起こしておられたのか、その辺も、精神障害者という形で一くくりにしてしまつては、かえつて世の中で、日本で二百二十万とも言われる精神障害の方たち全般に及ぶ影響の大きさを私は一点懸念するものでございませう。

そしてもう一点、厚生労働省としてぜひとも今お取り組みいただきたいのは、実はこの容疑者

も、法務省の刑事局からいわゆる精神鑑定された後、今度は、昔でいう精神衛生法、今は精神福祉法となりましたでしょうか、そのもとにあって、鑑定医二人のまた御意見で措置入院をされました。措置入院の解除のときには、今度はその治療機関の医師だけが解除を検討いたします。

今の精神医療の状況、非常に手薄でございます。全国で精神科医は一万二千、患者数は先ほど申しました二百五十万とも言われる中で、この措置入院というこの現状とその後フォローアップ体制について、実は厚生労働省にお伺いいたしましたが、厚生労働省としての詳しいデータをお持ちでないようにも伺いましたが、まず一点、もしあれば、措置入院を受けた方たちのその後のフォローアップ状況を厚生労働省としてどのように把握しておられるか、そして、そのことについて坂口厚生労働大臣の御認識を伺いたいと思います。○今田政府参考人 今回の事件、大変痛ましい事件でございます、私も本当に心を痛めております。

今回のケース、精神障害者であったのかどうかとかそういったことは、これから捜査当局等から全容を解明した上でないと、本当に、このことを早急に精神障害者としてとらえて云々することについては慎重でなくてはならない、私もそのように思います。

さて、一般的に、検査あるいは警察もございすが、犯罪等を犯したけれども責任能力を問うことができないというような場合には、それから通報を受けまして、都道府県知事は、自傷他害のおそれがあるかどうかということは今御指摘の二名以上の指定医によって判断をし、必要な入院措置をさせます。

院時においては、当の医療機関の指定医がそういうふうな判断をされたということをむしろ尊重して、入院時の二名の診察、そして退院時の一名の診察という仕組みになっております。

さて、この措置入院を解除した後にかという御質問であります。

年間で約三千四百名が措置入院をいたしてありますし、ほぼ同数がまた退院をしていくわけでありますけれども、こういった方々が、一つは、自傷他害はないけれども医療は要するという場合には、引き続き医療保護入院あるいは任意入院としてそのまま入院されるケースが多々ございます。それから、もちろん直に御退院になられる方もいらっしゃるれば、そういう道筋を通過して退院される場合がある。

ただ、その方が措置入院であったということを取り出して、その方がどのようなその後の状況にいらつしやるかという点について、私どもはそれを把握しているわけではございません。

○阿部委員 特に把握していただきたい点は、例えば法務省の刑事局から、いわゆる心神喪失ないし耗弱によって都道府県に回されて、指定医の診察を受ける方は三千六百二十九人。そのうち、措置入院になる方は二百四十一人。この方たちは、明らかに何らかの心神喪失状態と判定されて、それゆえに犯罪を犯された。その時点では指定医はかわりますが、先ほど申しますように、今度は解除の時点では、治療的な観点からというところで受け持ち医しかかわらないわけですね。

今、精神医療の現場を見れば、一人の医者が患者さん何人かを診ているか、極めて手薄な状態でございします。簡単に換算しても、一人の医者が二百名以上診ている場合も、外来も含めればございします。そうした場合、極めて治療的にもあるいは判断的にも、ルーズなことと申しますか、不十分なことが行われているのではないかと。特に、法務省刑事局から措置入院となりました患者さんのフォローアップ、現状調査、これを早急にしたいだきたいと思っております。私は、これが

次の再犯にも、ほかのまた悲しい事件にもつながっていくことが大変危惧されますので、早急に御検討いただきたいと思っております。

では、本来の質疑に入らせていただきます。

きょうは農林年金についての厚生年金への一元化ということがテーマでございましたが、一元化はある意味ではきょうの皆さんの御議論の中でやむなしという認識に立った上で、ではその一元化されるところの厚生年金の実態はいかなるものかということについて、これも何人かから御指摘ございしましたけれども、私の方からもお尋ね申し上げます。

先回までの論議で、私は、国民年金、一階建て部分の空洞化の問題を指摘させていただきましたが、実は厚生年金、二階建て部分にも空洞化と呼ばれる現象が進んでいると思っております。そもそも加入者にして去年からことし五十万減少しておりますが、この事態、原因についてどのように分析しておられますでしょうか。

○坂口国務大臣 この問題をお答えします前に、先ほどの精神障害者の問題でございしますが、大阪の事件はまさに痛ましい事件でございまして、本当にお母さん方の何とかしてほしいという叫びが聞こえるわけでございます。

しかし、大阪の場合は、それが本当に精神障害によるものなのかどうかということはまだわかっておりません。しかし、現実には、精神障害があつて、そして犯罪を犯すケースもあるわけでございます。

その場合に、今の措置入院となつてその解除をするときに一体どうするのかということとは、そこが私も問題だということに思っておりますが、そこは、その医師たちは、いわゆる法をその人がまた犯すかとか犯さないかというようなことは頭の中にないわけでありまして、医学的症狀がとれたかどうかということ以外に私はないのだからと思ふのです。また、その人たちが帰した後、その人たちがどういう社会環境にあるかということも、それほど吟味するいとまがないのではないかと

う気もするわけでございます。そこをもう少しチームワークで何かできないのかというふうにな、私個人でございしますが、考えているところでございします。

時間がないようでございますから急がせていただきますが、先ほどおっしゃいましたように、平成十年に比べて、十一年度末で見ますと、大体的に四十八万人、五十万人、被保険者数が減少いたしておりますし、適用事業所数でいきますと一万減っているわけでございます。

これが何によってこの傾向が出てきているのかということとは、一つは、昨今の経済環境が厳しいということもございしますが、常用雇用者数が減少している、パートが増加している、このことが一番大きな要因になっているのではないかとこのように考へておる次第でございします。個人、法人を問わず、事業所数が減少していることなども要因ではございしますけれども、そうした、常用雇用からパートへ、そこが大きな原因になっているというふうにも思っております。

○阿部委員 いわゆる法人数が二百五十一万ございしますところ、加入している法人数は逆に百六十九万で、これも八十二万未加入状態というふうな分析が、これは厚生省から直にいただいたものではございせんが、上がっております。

そして、私といたしましては、ぜひとも社会保険事務所でいろいろお取り扱いの企業の加入状況をしっかりと分析したえるような資料として提供していただきたい、これは厚生年金、長く続いてほしいものでございしますから、きょうは時間がございせんので、その一点、お願い申し上げます。あと、農林年金の業務に携わっておられた皆さんの雇用問題は先ほど二人の大臣から前向きな御答弁をいただきましたので、質問を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 これより討論に入るのであります
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に
入ります。

内閣提出、厚生年金保険制度及び農林漁業団体
職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団
体職員共済組合法等を廃止する等の法律案につ
いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○鈴木委員長 この際、本案に対し、棚橋泰文君
外六名から、自由民主党、民主党、無所属クラ
ブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保
守党の六派共同提案による附帯決議を付すべしと
の動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。三井
雄雄君。

○三井委員 私は、自由民主党、民主党、無所属
クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合
及び保守党を代表いたしまして、本動議について
御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます
す。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員
共済組合制度の統合を図るための農林漁
業団体職員共済組合法等を廃止する等の
法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講
ずるべきである。

一 公的年金制度の一元化については、平成十
三年三月十六日の閣議決定を踏まえ、財政単
位の拡大と共通部分の費用負担の平準化を図
ることを基本として、一元化に向けた取組の
積極的な推進を図ること。

二 農林共済年金の厚生年金への統合の際の年
金の裁定、支払等の移行措置については、被
保険者及び年金受給者に不安や混乱が生じな
いよう、万全を期すること。

三 農林共済年金の厚生年金への統合に当たっ
ては、雇用確保等の問題に対する適切な対応
を含め、円滑な施行のために適正な対応を図
ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、坂口厚生労働大臣から発言を求められ
ておりますので、これを許します。坂口厚生労働
大臣。

○坂口国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、
その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力
をいたします。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 お語りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次に、内閣提出、個別労働関係紛
争の解決の促進に関する法律案を議題といたしま
す。

趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大
臣。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました個別
労働関係紛争の解決の促進に関する法律案につ
きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申
上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、企業組織の再編や
企業の人事労務管理の個別化の進展等を背景とし
て、解雇、労働条件の変更等、個々の労働者と事
業主との間の紛争が増加しており、今後この状
況はさらに続くものと見込まれていくところであ
ります。

このような状況に対応して、労働関係に関する
あらゆる紛争について簡易迅速な解決を促進する
ための制度の早急な整備が重要な課題となってお
り、政府といたしましては、本法律案を作成し、
ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を
御説明申し上げます。

第一に、個別労働関係紛争が生じたときは、紛
争の当事者は、早期に、かつ、誠意を持って、自
主的な解決を図るよう努めなければならないこと
としております。

第二に、都道府県労働局長は、個別労働関係紛
争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主
的な解決を促進するため、労働者、事業主等に対
し、情報の提供、相談その他の援助を行うことと
しております。

第三に、都道府県労働局長は、個別労働関係紛
争に関し、当事者の双方または一方からその解決
について援助を求められた場合には、当事者に対
し、必要な助言または指導をすることができると
してしております。

第四に、都道府県労働局に紛争調整委員会を置
くこととし、都道府県労働局長は、個別労働関係
紛争について当事者の双方または一方からあつせ
んの申請があつた場合において、当該紛争の解決
のために必要があると認めるときには、紛争調整

委員会にあつては、行わせることとしておりま
す。

第五に、地方公共団体は、国の施策と相ま
つて、地域の実情に応じ、労働者、事業主等に対
する情報の提供、相談その他の必要な施策を推進
するように努めることとし、国はこれらの施策を支
援するため、情報の提供その他の必要な措置を講
ずることとしております。

なお、この法律は、平成十三年十月一日から施
行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ
とをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る十五日金曜日午前八時四十五分理
事会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
案

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法
律

(目的)

第一条 この法律は、労働条件その他労働関係に
関する事項についての個々の労働者と事業主と
の間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事
項についての個々の求職者と事業主との間の紛
争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。
)について、あつせんの制度を設けること等によ
り、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図
ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第二条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該
個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、
誠意をもって、自主的な解決を図るよう努め

なければならぬ。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第三条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(当事者に対する助言及び指導)

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができ。

2 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 事業主は、労働者が第一項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(あつせんの委任)

第五条 都道府県労働局長は、前条第一項に規定する個別労働関係紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。)について、当該個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方からあつせんの申請があつた場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあつせんを行わせるものとする。

2 前条第三項の規定は、労働者が前項の申請を

した場合について準用する。

(委員会の設置)

第六条 都道府県労働局長は、紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条第一項のあつせんを行う機関とする。

(委員会の組織)

第七条 委員会は、委員三人以上十二人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ。

3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格条項)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又はその執行を受けることがなくなった

日から五年を経過しない者

2 委員が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の解任)

第十条 厚生労働大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができ。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しな

い非行があると認められるとき。

(会議及び議決)

第十一条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、会長又は第七條第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する。

(あつせん)

第十二条 委員会によるあつせんは、委員のうちから会長が事件ごとに指名する三人のあつせん委員によつて行う。

2 あつせん委員は、紛争当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

第十三条 あつせん委員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができ

る。

2 前項のあつせん案の作成は、あつせん委員の全員一致をもつて行うものとする。

第十四条 あつせん委員は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十五条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができ。

(時効の中断)

第十六条 前条の規定によりあつせんが打ち切られた場合において、当該あつせんの申請をした

者がその旨の通知を受けた日から三十日以内にあつせんの目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせんの申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(資料提供の要求等)

第十七条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(あつせん状況の報告)

第十八条 委員会は、都道府県労働局長に対し、厚生労働省令で定めるところにより、あつせんの状況について報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、委員会及びあつせんの手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(地方公共団体の施策等)

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談その他の必要な施策を推進するように努めるものとする。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(船員に関する特例)

第二十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関しては、第三条、第四條第一項及び第二項並びに第五条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、同項中「紛争調整委員会にあつせんを行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会にあつせんを委任する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第五条第一

項の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行うあつせんについては、第六条から第十九条までの規定は、適用しない。

3 前項のあつせんの事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が事件ごとに指名する三人のあつせん委員によつて行う。この場合において、当該あつせん委員は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十二条第二項、第十三条及び第十五条から第十九条までの規定は、第二項のあつせんについて準用する。この場合において、第十七条及び第十八条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、同条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、同条及び第十九条中「厚生労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と、同条中「委員会及びあつせん」とあるのは「あつせん」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定により読み替へられた第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに前項の規定により読み替へて準用される第十八条に規定する地方運輸局長（海運監理部長を含む。）の権限は、国土交通省令で定めるところにより、海運支局長に委任することができる。

（適用除外）

第二十一条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第四号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項の職員以下

外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

（労働基準法の一部改正）
第二条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

（船員法の一部改正）
第三条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

（労働争議の促進に関する法律（平成十三年法律第 号））
第四十一条 第一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により読み替へられた同法第五条第一項の規定により船員地方労働委員会があつせんの委任されたもの」を加える。

（地方公務員法の一部改正）
第四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第百二条及び第百五条の三」を「及び第百二条」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）
第五条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「機会均等調停委員会」を「調停」に改める。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の」を「前条に規定する」に、「関係当事者の」を「当該紛争の当事者の」に、「当該関係

当事者」を「当該紛争の当事者」に改め、第二章第一節中同条を第十三条とする。

（紛争の解決の促進に関する特例）
第十二条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第 号）第十四条第一項において

「個別労働関係紛争解決促進法」という。第四、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十九条までに定めるところによる。

（第二節 機会均等調停委員会）を「第二節 調停」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（調停の委任）
第十四条 都道府県労働局長は、第十二条に規定する紛争（第五条に定める事項についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）
第十五条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第十六条の前の見出しを削る。

第十九条中「委員会及び」を削る。

第二十七条第一項中「第七條、第十二条第一項」を「第七條、第十二條」に、「第十二条第

一項、第十三条第一項」を「第十三条第一項、第十四条第一項」に、「第十三条第一項中「機会均等調停委員会」を「第十四条第一項中「個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第四項中「第二十七

条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「委員会」とあるのは「合議体」を「調停」とあるのは「合議体及び調停」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）
第六条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第四号中「（昭和二十七年法律第二百八十九号）」の下に「、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第 号）」を加える。

理由

社会経済情勢の変化に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることにかんがみ、当該紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長が情報提供等並びに助言及び指導を行うこととするともに、紛争調整委員会による紛争解決のためのあつせん制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年七月十日印刷

平成十三年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局